

令和8年（2026年）3月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 令和8年3月2日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和8年3月2日（月）

出席議員

1番 西村友一

3番 宮地忍

5番 大西瑞香

7番 奥村仁

9番 太田哲生

11番 近澤チヅル

13番 家崎仁行

2番 脇昭博

4番 岡村哲雄

6番 原隆伸

8番 樋口泰生

10番 瀧本攻

12番 入江康仁

14番 平野隆久

欠席議員

なし

遅刻議員

5番 大西瑞香

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	松 島 功 城
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

4 番 岡 村 哲 雄	6 番 原 隆 伸
-------------	-----------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

時間が来ましたので、会議を開きます。

開会に先立ち、少しお時間をいただきたいと思います。

本年2月6日に開催されました全国町村議会議長会第77回定期総会におきまして、町村議会議員15年以上の在職者として奥村仁議員、樋口泰生議員、太田哲生議員、元議員の東篤布氏に対する表彰が行われました。

本日議場におられる奥村議員、樋口議員、太田議員に、表彰状の伝達を行いたいと思いますので、前のほうへよろしく願いいたします。

それでは、表彰式を行います。

表彰状。

三重県紀北町、奥村仁殿。

あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和8年2月6日、全国町村議会議長会会長、中本正廣。代読。

おめでとうございます。

(拍手)

(表彰状伝達)

入江康仁議長

表彰状。

三重県紀北町、樋口泰生殿。

以下同文でございます。おめでとうございます。

(拍手)

(表彰状伝達)

入江康仁議長

表彰状。

三重県紀北町、太田哲生殿。

以下同文でございます。おめでとうございます。

(拍手)

(表彰状伝達)

入江康仁議長

以上で、表彰状の伝達を終了します。

それでは、ただいまから令和8年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

また、5番 大西瑞香議員から、遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

3月議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、執行部の皆様方には、新年度予算の編成につきまして、本日、予定どおりに新年度予算をご提案いただき、大変ご苦勞さまでございました。

本定例会は、新年度予算をはじめ、条例の制定や改正など多岐にわたる案件を審議いただく重要な定例会でもありますことから、議員、執行部の皆様方には、議事の進行に格別のご協力をお願いいたします。

また、会期も長い期間となりますことから、健康には十分にご留意をいただくとともに、慎重なる審議をお願い申し上げ、定例会開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会から、執行部においても指定のパソコンの議場での使用を許可しておりますのでご了承をいただきたいと思います。

また、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させていただきます。

令和8年3月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、3月2日、月曜日、9時30分、本会議。開会、町政の一般説明、議案上程、説明。
第2日、3月3日、火曜日、9時30分、本会議。議案質疑、委員会付託。
第3日、3月4日、水曜日、休会。常任委員会予定日。
第4日、3月5日、木曜日、休会。常任委員会予定日。
第5日、3月6日、金曜日、休会。中学校卒業式。
第6日、3月7日、土曜日、休日。
第7日、3月8日、日曜日、休日。
第8日、3月9日、月曜日、休会。常任委員会予備日。
第9日、3月10日、火曜日、休会。常任委員会予備日。
第10日、3月11日、水曜日、休会。常任委員会予備日。
第11日、3月12日、木曜日、9時30分、本会議。一般質問。
第12日、3月13日、金曜日、9時30分、本会議。一般質問。
第13日、3月14日、土曜日、休日。
第14日、3月15日、日曜日、休日。
第15日、3月16日、月曜日、休会。予備日。
第16日、3月17日、火曜日、休会。予備日。
第17日、3月18日、水曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和8年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和8年3月2日、月曜日、9時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	行政報告
第5	町政の一般説明
第6	議案第4号 紀北町過疎地域持続的発展計画の策定について
第7	議案第5号 紀北町災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例
第8	議案第6号 紀北町監査委員条例の一部を改正する条例
第9	議案第7号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例

- 第10 議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第9号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第10号 紀北町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第12号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第13号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第14号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第15号 準用河川宮前川河川改修工事請負変更契約の締結について
- 第18 議案第16号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第8号）
- 第19 議案第17号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第18号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第19号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第20号 令和8年度紀北町一般会計予算
- 第23 議案第21号 令和8年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24 議案第22号 令和8年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25 議案第23号 令和8年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
- 第26 議案第24号 令和8年度紀北町水道事業会計予算

以上でございます。

すみません。

日程第12の議案第10号で「紀北町乳幼児」と言ったんですが、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」でございますので、訂正をさせていただきます。

以上です。

入江康仁議長

それでは、これより日程に従い議事に入ります。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

4 番 岡村哲雄議員

6 番 原 隆伸議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 3 月 2 日から 3 月 18 日までの 17 日間にしたいと思いますが、異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 3 月 2 日から 3 月 18 日までの 17 日間とすることに決
定いたしました。

日程第 3

入江康仁議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 2 月 20 日に議会運営委員会が開催され、3 月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告を申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会に提案され、受理した案件は、予算を含む一般議案が 21 件となっております。

次に、一般質問についてであります。2 月 13 日から 19 日までの提出期間内に、10 人の議員から通告書が提出されました。なお、施政方針に対する質問については、通告の要旨の締切りが 3 月 3 日の午後 1 時までとなっております。日程については、現在の予定では、12 日木曜日に 5 人、13 日金曜日に 5 人ということで、2 日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和 7 年度 12 月分について、同条第 3 項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は、議員控室に保管してありますのでご覧いただきたいと思います。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。三重紀北消防組合議会は、3 月 25 日、水曜日、午前 9 時 30 分から、この時間帯通常は 10 時 30 分からなんですけど、今回、30 分繰り上げておりますので 9 時半からですので間違いのないようよろしくお願いを申し上げます。次に、紀北広域連合議会は、同日、午後 1 時 30 分から、また、東紀州環境施設組合議会は、3 月 24 日、火曜日、午前 10 時から、荷坂やすらぎ苑組合議会は、3 月 27 日、金曜日、午前 10 時から、それぞれ開催の予定であります。組合議会等議員におきましては、出席くださるようお願いを申し上げます。

次に、慶弔関係であります。元紀北町議会議員の永田安彦氏が、令和 7 年 12 月 11 日にご逝去されました。永田氏におかれましては、平成 6 年の選挙で海山町議会議員に初当選し、平成 18 年 11 月 30 日までの間、3 期 12 年にわたり町議会議員として町の発展に多大なご尽力を賜りましたことに感謝を申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、松島教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4

入江康仁議長

次に、日程第 4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は、議会定例会の開催を要請させていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本定例会に当たりまして、1 件の行政報告をさせていただきます。寄附金についてでございます。

昨年12月に、紀北町出身で、尾鷲市在住の西村佳高様より、30万円。また、本年1月に、紀北町出身で、津市在住の東和生様より、100万円のご寄附をいただきました。

以上、ご寄附をいただきました2名の方々に対しまして、心より感謝を申し上げますとともに、その趣旨に添い、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告申し上げます。

以上1件をご報告いたしまして、3月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

入江康仁議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第 5

入江康仁議長

次に、日程第 5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

尾上壽一町長

令和8年3月議会定例会の開会に当たりまして、私の町政経営に対する基本的な考えを明らかにするとともに、令和8年度予算案について、その概要を申し述べ、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じているところでございます。

今年は、昭和元年から起算して、満100年を迎えます。昭和の時代は、未曾有の激動と変革、苦難と復興の時代であったと言われています。この100年の歩みを支えてこられた先人の皆様の知恵と情熱に改めて深い敬意を表すとともに、本町においても「昭和100年」を単なる通過点とするのではなく、次の100年へと続く確かな礎を築くことが重要であります。時代の変遷とともに価値観が多様化する今こそ、私たちは過去の教訓を糧に次の世代が誇れる社会を、紀北町を、創造しなければなりません。引き続き、町民の皆様や職員との対話を大切にし、さらには議員の皆様のお知恵とお力をお借りしながら、本町の発展という共通認識の下、議論を重ね町政を前に進めてまいりたいと考えております。町民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年1月1日の住民基本台帳人口は、1万3,407人、うち、外国人は、496人であります。年間の平均出生数は、令和に入り40人を少し超えた数で推移していましたが、去年は31人と極めて少ない状況でございます。

日本の出生数は、想定を上回るペースで減少しており、国立社会保障・人口問題研究所がかつて予測したペースよりも15年ほど早い減少となっております。主な要因は、単一の理由ではなく「非婚化・晩婚化」、「経済的不安」、「育児とキャリアの両立」、「親世代の減少」など、複数の構造的な問題が絡み合ったことによるものと言われておりますが、子育て支援、若者の経済基盤の強化、働き方の抜本的な改革などを進め、「少子化のスピードを少しでも和らげる」、「人口が減ることを前提とした社会の再設計を考える」なども重要であると言われております。

人口減少を少しでも鈍化させるためには、町の未来を担う「ひと」への投資が必要であります。学校・幼稚園・保育園の給食費などの無償化や医療費助成、妊産婦への伴走型相談支援など、子育て世代の経済的な負担を軽減するための支援を引き続き実施し、安心して子どもを産み、健やかに育つまちづくりを進めてまいります。

日本は、世界でも有数の災害大国であります。我々の町、紀北町も地理的、気象的に自然災害に対して極めて厳しい条件下にあり、平成16年の大水害をはじめ、幾度も大きな災害に見舞われています。また、南海トラフの地震や津波により甚大な被害を受ける地域と想定されています。地震、津波、豪雨など、自然災害は「いつ起こるかもわからないこと」ではな

く「必ず起こるもの」として向き合う必要があります。「自分だけは大丈夫」という正常性バイアスは、災害時には命取りになると言われています。

去年は、春先に岩手県大船渡市、岡山県岡山市、愛媛県今治市などでの大規模林野火災、7月にはロシアのカムチャツカ東方沖でマグニチュード8.8の地震で北海道から沖縄にかけて広い範囲で津波が観測されました。11月には大分市佐賀関で、被災棟数190棟以上の大規模火災が発生をいたしました。

県内においても昨年9月に四日市市において記録的な豪雨による被害が発生しており、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震をはじめとして大規模な地震や激甚化、頻発化する風水害など、町民の命と財産を脅かす災害はいつ発生してもおかしくない状況でございます。

紀北町にとって最も懸念される災害は、南海トラフ地震であります。政府の地震調査委員会は、令和7年9月26日に南海トラフ地震活動について新たな知見を踏まえ、地震発生の計算方法を見直し発表した最新の評価で、南海トラフ地震の発生確率は、「今後30年以内に60%から90%程度以上」または「20%から50%」の2つの確率を併記しています。これは、過去のデータや計算モデルの違いによるもので、どちらの確率も「高い」ことに変わりはなく、いつ起こってもおかしくない状況を示しており、防災対策の強化が強く呼びかけられています。

毎年、同じことを申し上げますが、「天災は忘れた頃にやってくる」科学者である寺田寅彦氏の名言です。今は、「忘れる暇もなくやってくる」とも言われております。だからこそ、怖がるのではなく、淡々と準備をすることが大切です。災害を常に意識することが重要であります。

大きな災害が発生した場合、行政や消防などの「公助」がすぐ駆けつけられるとは限りません。そんなとき、命を守る最大の力となるのが、自分自身での備えである「自助」、そして、地域みんなで助け合う「共助」です。みんなで協力して訓練や準備を積み重ね、被害を最小限に抑える努力を続け、万が一のときに慌てず行動する力を家族や隣近所の方々と共有していただくこともお願いをいたします。引き続き、町民の皆様の命と暮らしを守るため、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

物価高は、円安による輸入コストの増、ロシアのウクライナ侵略など世界的な要因によるエネルギーや原材料価格の高騰、人手不足に伴う物流費、人件費の上昇、そして、デフレからの脱却といった複数の要因が複合的に絡み合い、それが最終製品価格に転嫁されることで

起きています。

町民の皆様の購買力低下、地元企業の売上げ低下、地域経済の停滞、町税収入の伸び悩みなど、町内でも負のスパイラルを引き起こしております。

また、行政サービスへの影響といたしまして、燃料費や建設資材・人件費などの上昇により、町有施設の維持管理や建設工事、事業委託など多岐にわたり財政的に大きな影響が出ております。

生活者支援の対策として、令和7年度の国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、商品券を全世帯に迅速に配布するとともに、小・中学校など子どもたちの給食費などを減免してまいります。

新年度は、紀北町第2次総合計画後期基本計画の最終年度となります。予定事業の着実な推進とともに、具体的な施策に係る達成度などをしっかり検証し、令和9年度から始まる紀北町第3次総合計画の策定を進めてまいります。

総合計画は、まちづくりの総合的な計画として最も上位に位置づけられるもので、総合的かつ計画的な行政経営を進めていく上で、基本的な指針となるものであり、全ての行政活動の基本となるものであります。町民の皆様方からもしっかりご意見をいただき、計画策定を進めてまいります。

令和8年度から、これまで以上に観光施策を推進してまいります。観光産業は、裾野が広い産業と言われております。旅行者が動くことで、宿泊、交通だけでなく、飲食、農林水産業、建設、ITサービスなど多岐にわたる分野・地域に新たな交流と活力をもたらします。策定中の紀北町観光振興プランに沿って、行政だけでなく、町民の皆様、観光事業者や商工団体などとともに、持続可能な観光地となるよう取り組んでまいります。

今の健康への投資は、将来の自分へのプレゼントです。生活習慣を整えることは、糖尿病や高血圧、心疾患などのリスクを大幅に下げます。病気の早期発見・早期治療などは定期的な健康管理によって、もし病気になっても重症化を防ぐことができます。健康は、目的そのものでなく、皆さんがやりたいことを実現するための手段です。体が資本と言うとおり、健康という土台がしっかりしているからこそ、その上に豊かな人生を積み上げることができます。健康習慣を身につけることは、将来の自分への最高の投資です。

厚生労働省が推奨する健康づくり運動「健康日本21」において、食事・運動・睡眠は、健康寿命を延ばす最も重要な3本柱とされております。やる気に頼ると長続きはしません。「仕組み」をつくるのがコツです。絶対に失敗できないほどの小さな目標からスタートす

る。既存の習慣に新しい習慣をセットする。1日できなかったといっても諦めない。細く長く続けることが最も効果的であると考えております。

町が推奨している健康事業の一つが、自分で自分に合った目標を定めて実践する「ちょい減らし+10」にチャレンジしてみتهいかがでしょうか。町民の皆様が生涯現役で元気に暮らせる町を目指し、健康に関する施策や事業を引き続き積極的に進めてまいります。

紀北町においても、人口減少と少子高齢化が予想以上のスピードで進んでいます。これは、単に税収が減ることだけでなく、暮らしを支えてきた地域の担い手や役所の職員そのものが、物理的に不足する時代が到来しています。このまま従来どおりのやり方を続けていでは、いずれ必要な住民サービスを維持することが難しくなります。機械にできることは機械に任せ、人間は人間にしかできない心の通った支援に注力することが、人にやさしいデジタル化であると思います。人口が減ってもサービスの質は落とさない。デジタルと人の力を融合させ、これまで以上に温かみのある行政サービスを実現するDXを推進してまいります。

令和6年に成立した広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律改正を踏まえ、人口減少が著しく進行している本町において地域の活性化を図るため、定住人口を増やすだけでなく、人の流れを創出・拡大させる2地域居住者や関係人口の増加の取り組みに力を注いでまいります。紀北町に継続的に関わる関係人口を住民に近い存在として位置づけ、空き家バンクや就労支援などを強化してまいります。

町の財政は、年々厳しい状況にあります。町の貯金である財政調整基金などの基金は、ここ数年取崩しが進んでいます。この資金不足は、一過性のものではなく、公共施設の老朽化、人口減少、少子高齢化、人手不足、物価高騰、人件費の上昇などが複合的に絡み合った構造的なものと考えられます。これまでどおりの行政サービスを、これまでどおりに維持することは、年々難しくなる状況にあります。

行財政改革の推進により、事務事業の見直しや公共施設の適切な維持管理などを積極的に進めるとともに、自主財源の確保、国・県などの補助金や有利な起債などを有効に活用して、財政の健全化を進めなければなりません。今後、公共施設の統廃合、使用料の引上げ、補助金の減額など、非常に苦しい選択をしなければならないことも考えられます。将来世代に負担を残さないよう、しっかり財政の健全化を進めてまいります。

国は、高市内閣が所信表明演説で掲げた責任ある積極財政の考え方の下、戦略的に財政出動を行うとの考えから、令和8年度の予算編成については、令和7年度補正での対応に続き、切れ目なく、強い経済を実現する予算として、複数年度を取組、歳出構造の平時化に向けた

取組を推進し、重要施策について当初予算を増額したとしております。

その主な内容につきましては、経済・物価動向等の反映といたしましては、診療報酬率の改定、物価上昇・公務員人件費増の反映、物価上昇に合わせた官公需や公的制度の点検・見直しの推進などであります。

また、複数年で取り組んでいる施策といたしましては、防衛力の強化、こども・子育て施策の着実な推進、GX、グリーン・トランス・フォーメーション投資推進、次世代半導体の研究開発やAI基盤モデルの開発への支援などがございます。

さらに、めり張りをつけた施策といたしまして、いわゆる高校無償化、学校給食費の抜本的負担軽減、外国人施策の推進、農業の構造転換を通じた食料安全保障の確保、重要物資等の確保、科学技術分野の研究開発費の増額、薬剤自己負担の見直し、高額療養費制度の見直し、執行状況等を踏まえた補助金の見直しなどがございます。

最後に、財政規律への配慮といたしましては、新規国債発行を30兆円未満とすることなどがございます。

このような予算編成の考えに基づいて編成された令和8年度の国の一般会計歳入歳出予算の規模につきましては、122兆3,092億円で、前年度当初比7兆1,114億円、6.2%の増、当初予算としては2年連続で過去最大を更新いたしました。

国の地方財政対策につきましては、一般財源総額につきましては、71兆9,878億円、地方税及び地方譲与税は51兆117億円を見込み、不足分を補う地方交付税の総額につきましては、自治体への配分額で、20兆1,848億円、前年度当初比6.5%、1兆2,274億円の増となり、財源不足を補填するために発行されていた臨時財政対策債につきましては、前年度に引き続き、新規発行額ゼロ円となっております。

政府の主要施策のうち、物価高・官公需の価格転嫁への対応といたしましては、物価高を反映し、地方団体の委託料、維持補修費、投資的経費等について、普通交付税にて6,000億円を増額算定するとしております。

いわゆる教育無償化への対応といたしましては、教育無償化に係る地方負担の4,000億円を確保するとしてしております。

地域未来基金費（仮称）の創設につきましては、都道府県における産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進するための基金費を創設するとしてしております。

防災・減災対策の推進といたしましては、緊急防災・減災事業費、緊急自然災害防止対策

事業費の対象事業を拡大した上で、事業期間を令和12年度まで延長するをいたしております。

公営企業の経営基盤の強化といたしましては、地方団体が公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう公営企業経営改善特例債（仮称）を創設するをいたしております。

本町の令和8年度の予算編成につきましては、先ほど来、述べてまいりました町を取り巻く経済情勢や国の動向などを十分見極めた上で、年々、厳しさを増す財政状況でございますが、町民の皆様の生命、健康、生活を守り、経済活動を支える対策を講じることが重要であるとの考え方を基本として予算編成を行いました。

本町の令和8年度一般会計当初予算につきましては、令和7年度当初予算と比較して3.7%、4億3,326万2,000円の減、総額112億5,321万3,000円であります。

歳入の主なものは、地方交付税が43億9,750万円で全体の39.2%を占め、次いで、繰入金18億7,595万5,000円、町税13億3,367万5,000円の順となっております。

歳出の主なものは、民生費が29億2,510万1,000円で全体の26.0%を占め、次いで、総務費18億84万8,000円、衛生費17億4,671万2,000円の順となっております。

歳出につきましては、前年度当初予算と比較して、総務費で8.3%、衛生費で29.6%の増加、消防費で48.3%の減少となっております。

総務費につきましては、人件費の増額によるもの、衛生費につきましては、東紀州環境施設組合への負担金の増額によるもの、消防費につきましては、汐ノ津呂排水機場整備事業費の減額によるものでございます。

経費別では、前年度当初予算と比較して、人件費が1億2,434万円増額、5.5%の増加となっておりますが、人事院勧告により給料や手当などの見直しを行ったことによるものでございます。

普通建設事業費が9億4,767万円減額、56.3%の減少となっておりますが、汐ノ津呂排水機場整備事業費の減額によるものでございます。

補助費等のうち、一部事務組合が59.0%の増加となっておりますが、東紀州環境施設組合負担金や三重紀北消防組合負担金の増額によるものでございます。

このように、令和8年度当初予算につきましても、前年度と同様、本町に必要な予算を計上させていただいております。

また、地域からの要望等を踏まえ、道路、橋梁、河川関係工事、生活に密着した必要不可欠な事業などを予算計上しております。

これらの施策を実現するための財源といたしましては、基金を有効に活用するとともに、

国・県の補助金、交付金をはじめ過疎対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債などの有利な起債の活用を図るなど、財政の健全性の確保に努めております。

特別会計では、国民健康保険事業特別会計が19億431万円、後期高齢者医療特別会計が6億3,353万6,000円、介護サービス事業特別会計が2億1,432万5,000円、水道事業会計では、支出ベースでは6億4,563万6,000円となっており、一般会計を含めた全会計の予算額は、146億5,102万円となっております。

それでは、令和8年度の主な施策の概要につきまして、紀北町第2次総合計画の5つの基本目標に沿って申し上げます。

まず、基本目標1つ目の「ずっと暮らせる安全・快適なまち」についてであります。

近年の災害の特徴といたしましては、世界的な異常気象や気候変動などで、巨大化する台風や線状降水帯の発生がもたらす豪雨により、河川の氾濫、浸水被害、土砂災害などの甚大な被害が発生をいたしております。

本町においては、町内8か所にある排水機場の更新整備を、順次実施しているところでございます。令和5年度より工事着手しております汐ノ津呂排水機場整備事業におきましても、令和7年度で関係する事業の契約は全て完了し、令和8年度の施設の完成を目指して事業を進めております。

地震につきましては、令和7年だけでも全国各地で震度5以上の地震が9回発生しています。津波については、カムチャツカ半島を震源とするマグニチュード8.8の地震により、津波警報が発表されたことに伴い、本町の沿岸部にも避難指示を発令し、町民の皆様に避難行動を促しました。このような様相を変えて遠隔地での地震による、揺れを観測しない津波の発生など今までにない状況が起こっております。

また、近い将来、甚大な被害が想定される南海トラフ地震・津波の対策につきましても過去の震災を教訓としまして、日頃から地震に対する備えが必要であり、防災・減災対策は、ますます重要な施策となってくることから、引き続き重点的に進めてまいります。

全ての災害から身を守る術は困難ではありますが、自助、共助、公助の3助、特に自助におきましては、一人一人の防災に対する意識を高めていくことが共助、公助につながるものであると考えております。

これからも防災意識の高揚を図るため、防災訓練などを繰り返し実施し、自主防災会等と連携を密にして、防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、共助につきましては、地域のコミュニティ力が重要であることから、地域の特性や

実情を把握している自治会、自主防災会、消防団との連携をより深め、各地区での避難計画の策定や避難所運営訓練などを実施することにより、地域での防災活動の活性化に努めてまいります。

また、本町の防災アドバイザーである川口淳教授をはじめとする三重大学教員、企業、役場の産学官連携による防災講演会や研修会などを開催し、防災意識の高揚につなげ、地域防災力の強化を図ってまいります。

さらには、高齢化が進む中、将来、防災対策の担い手となる児童・生徒へ防災教育を実施することで、郷土愛を深めるに留まらず、防災意識の一層の高揚を図ってまいります。

火災や救急事業への対策であります。三重紀北消防組合や消防団との連携強化を図り、初動体制を確立することで迅速な消火、救急活動を実施し、地域住民の生命・財産を守ってまいります。

防犯対策では、安全・快適なまちづくりのため、警察等関係機関、関係団体との相互連携を強化し、防犯力の向上に取り組んでまいります。特殊詐欺対策として令和5年度から実施している警告や通話録音機能を有する被害防止機器の購入に対する補助制度の実施の継続と、中学生等による特殊詐欺の街頭啓発を引き続き行い、防犯意識の向上を図ってまいります。

湛水防除の農業用排水機場につきましては、県営による県単農業水利施設等整備事業によりまして、引き続き上里・中里・船津川排水機場の機器の更新整備が予定をされております。

また、防災重点農業用ため池の防災・減災対策につきましては、馬瀬地区の宮谷池におきまして、県営ため池等整備事業が引き続き予定をされております。

次に、山地災害対策におきましては、県と連携し、荒廃山地の復旧など治山事業の円滑な実施を図るとともに、十須地内の鍛冶屋又官行造林地の深層崩壊については、国、県、町が情報を共有し、土砂や流木の対策について引き続き検討をしてまいります。

また、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用する事業では、自治会が実施する人家裏などの危険木の伐採に対して引き続き支援をするとともに、新たに、県、電力会社等のライフライン事業者、町が連携し、台風などの倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある樹木の事前伐採事業に取り組んでまいります。なお、令和8年度は相賀地区での事業を計画しております。

町内の水害や土砂災害を未然に防止するため関係機関と連携し、河川改修事業や河川等の維持浚渫事業による治水対策並びに砂防事業や急傾斜地崩壊防止対策事業による土砂災害防止対策を推進してまいります。

治水対策では、県事業といたしましては、赤羽川・出垣内地区及び船津川・船津地区ほかにおける堤防強化工事と赤羽川、銚子川ほかにおける堆積土砂撤去工事が引き続き予定されております。

町河川事業では、普通河川大船川の河川維持事業を実施するとともに、必要箇所の修繕工事を行ってまいります。

土砂災害防止対策では、県砂防事業といたしまして、在ノ上北谷・船津や寝釈迦川・長島における砂防工事並びに寺ノ谷ほかの調査等が予定されております。

また、県急傾斜地崩壊対策事業では、志子奥3地区・島原における調査等が予定されております。

港湾・海岸整備では、県事業といたしまして、長島港呼崎名倉地区における海岸高潮対策の調査等が引き続き予定されています。あわせて、長島港における防波堤改良の調査等も予定されております。

道路・交通網におきましては、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤で、産業活動や住民生活を支える基盤となっています。今後も住民生活の利便性・安全性の向上など、幹線道路の整備を促進してまいります。

県の道路事業では、国道422号の下地・志子工区と、河合工区における道路改良工事と県道須賀利港相賀停車場線・相賀橋の橋梁更新工事が引き続き予定されております。

また、県道長島港線においては、用地補償が予定されておまして、県道南浦海山線・相賀地区においては、調査等が予定されているところでございます。

町の道路事業では、相賀桧町8号線、井の島山本5号線ほか2路線の道路改良工事及び前山中桐1号線ほか2路線の道路舗装工事を実施しております。

また、道路メンテナンス事業補助金を活用し、此ヶ野大橋の改修工事や、白浦トンネル照明灯の取替え工事を実施してまいります。

県の公園事業では、旧古瀬川プールの施設撤去工事が引き続き予定されております。木造住宅耐震補強事業につきましては、耐震診断、耐震補強を促進するとともに、解体工事を促進することにより地域の安全を維持してまいります。

空き家対策では、所有者等に対し適正に管理されるよう助言、指導などを行うとともに、保安上の危険排除など、生活環境の保全を図るための対策に引き続き取り組んでまいります。

また、空家等対策計画を改定するとともに空家対策総合実施計画を策定することにより、管理不全空き家などの対策推進を図ってまいります。

水道事業では、施設の適切な維持管理と老朽管の耐震化を加速させ、災害に強い管路網の整備を進めてまいります。

現在、本町の水道事業は、人口減少による収益減に加え、物価高騰や老朽施設の増加、さらに南海トラフ巨大地震への備えなど、深刻な経営課題に直面をいたしております。安全で安心な水を将来にわたり安定供給し続けることは、町政の最優先事項であり、独立採算制を原則とする経営の持続性を確保するためには、17年間据え置いてきた現行料金の適正な見直しを避けて通ることはできません。

現在、審議会において慎重な議論をいただいております。その答申内容を真摯に受け止め、次世代に責任を持てる判断を行ってまいります。あわせて、さらなる事務経費の削減や経営の効率化に取り組み、持続可能な事業運営を着実に進めてまいります。

環境衛生対策では、循環型社会の形成とともに、豊かな自然を尊び、自然と調和のとれた生活を継承していくため、包括的に環境施策の推進を図ってまいります。

廃棄物の処理については、現在のごみ固形燃料化施設の効率化と長寿命化を図っていくとともに、重要課題であるごみの減量及び分別を、より強力に促進するための施策を実行してまいります。さらに、環境負荷を軽減しつつ、将来にわたって安定的なごみ処理能力を確保するため、東紀州環境施設組合による広域ごみ処理施設の整備を進めてまいります。

また、地球温暖化対策として、2050年カーボンニュートラルを見据え、紀北町地球温暖化対策実行計画の区域施策編を基に取組を進め、地域一体となった地球温暖化対策を進めてまいります。

生活環境の保全では、浄化槽設置に対する助成を継続し、町全域の水質改善に取り組んでいくほか、「自然と共生の町」宣言の具現化を目指し制定した紀北町生活環境の保全に関する条例に基づき、施策を進めてまいります。

公共交通サービスにつきましては、町民の皆様の利便性向上と安心を最優先に、将来を見据えて、誰もが利用しやすい公共交通サービスの確保を推進してまいります。

情報化につきましては、デジタル田園都市国家構想の交付金を活用した、「実装」から「実働」へ発展させた地域未来交付金を活用し、利便性が高いサービスの提供を目指してまいります。また、行政サービスの利便性とセキュリティ向上のため、システムの更新を行ってまいります。

防災情報の発信につきましては、防災アプリなどを活用し、迅速で正確な情報をお伝えできるよう努めてまいります。

次に、基本目標 2 つ目の「やさしさを支え合う健康・福祉のまち」についてであります。

少子高齢化が急速に進展する中、全ての住民が世代を超えて支え合いながら、住み慣れた地域で、生涯にわたって健康で生きがいを持って暮らすことのできる「やさしさを支え合う健康・福祉のまち」づくりを進めます。

安心して子どもを産み健やかに育つまちづくりに向け、地域子育て支援センターの設置や放課後児童クラブの支援を行い、保育所における障害児受入れ支援、一時預かり、乳児等通園支援事業の実施など、保育環境の充実を図ってまいります。

町単独の支援として実施いたしております 3 歳から 5 歳児の保育所の副食費の無料化と、国の新たな給食費負担軽減補助金と、基準額の超過分に対し物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、幼稚園・小・中学校の給食費と保育料の無料化を引き続き実施するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

子ども医療費の助成は、予期せぬ病気・けが等により困っている子育て世帯の方々への支援策といたしまして、令和 6 年 9 月診療分より対象範囲を拡大し、年度末到達年齢で入院・通院とも 18 歳まで助成を行っています。

また、義務教育初年度に当たる小学校入学時の新入学用品、自転車用ヘルメットの現物支給や、小・中学校における就学援助費での新入学用品費の入学前支給を引き続き実施し、子育てを応援してまいります。

子育てしやすい環境づくりとともに、結婚による新しい生活を応援するための結婚新生活支援事業や不妊治療への助成を引き続き行ってまいります。

高齢者福祉施策では、地域で支え合い、高齢者が元気に暮らせるまちづくりを目指し、地域包括ケアの深化・推進、支え合いの地域づくり、認知症対策等を推進してまいります。

また、いつまでも元気に暮らせる地域づくりとして、配食サービス、介護予防事業、社会参加の促進を、安心して暮らせる環境づくりとして緊急通報装置の設置等を推進してまいります。

次に、町立老人ホーム赤羽寮では、利用者・ご家族にとって安全・安心で快適に暮らせるよう、サービスの向上を目指すとともに、施設の安定した運営を引き続き努めてまいります。また、養護老人ホーム赤羽寮については、引き続き建て替えの検討を進めてまいります。

障害者福祉施策では、引き続き、障がい者総合相談支援センターや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの介護・訓練など給付事業の円滑な運用をはじめ、じん臓機能障害による人工透析の通院に要する費用の助成を行います。

また、発達が気になる子どもに、児童発達支援施設ぱれっとでの療育などの支援や自己負担に対する補助を行います。

次に、健康づくり事業につきましては、「ちょい減らし+10」を健康づくりの合い言葉に、生活習慣病の予防やフレイル予防、健康の維持・増進を目指してまいります。「ちょい減らし+10チャレンジ」につきましては、より多くの皆様に実践していただくために、元気づくり推進員の方々や町内事業所と連携し推進をしてまいります。

紀北健康センターにおきまして、日曜日開館を試験的に実施し、今後、指定管理者と検証・協議を経て、運営方針などを取り決め、利用者の方にとってよりよい施設を目指し、利用者の増につなげてまいります。

また、健康意識の向上や健康づくり・体力の維持増進を図っていく上で、体力テストの継続や健康スポーツクラブの各講座の充実などに努めてまいります。

検診事業では、国が推奨しているがん検診の胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの5大がん検診と国民健康保険被保険者の40歳から74歳の方を対象にした特定健診を全て無料にすることで、引き続き受診率の向上を図り、病気の早期発見・早期治療につなげてまいります。

予防接種では、従来のインフルエンザワクチン接種に加え高用量インフルエンザワクチンが定期接種となることから65歳以上の方などに対して助成をしてまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療の高度化、被保険者の高齢化などによる医療費の増加や被保険者の減少など、厳しい事業運営を余儀なくされている状況にあります。よりよい事業運営の施策の一つとして、医療費の適正化に向けた、医師会などとの連携による疾病重症化予防策を講じ、さらに、特定健康診査・特定保健指導の充実を図るなど、保健事業を積極的に展開してまいります。

次に、基本目標3つ目の「魅力と活力ある産業のまち」についてであります。

農業振興施策では、頭首工の土砂撤去や農道の除草など、農業生産基盤の適切な維持管理に努めてまいります。

また、農業用水路の維持・保全など地域の共同活動に取り組む活動組織に対し、多面的機能支払交付金事業により引き続き支援してまいります。

県営事業の中山間地域総合整備事業では、志子揚水機の更新や、大原用水路の改修などが予定されております。

農業の後継者・担い手の育成では、人材の定着を図るために、新たに経営を開始した新規

就農者に対して、就農に向けた経営開始資金を引き続き交付してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、猟友会と連携した捕獲・駆除、農村見守り支援員による追い払いやパトロールなどを実施するとともに、防護柵などの資材費用に対する支援を引き続き実施してまいります。

また、サル対策では、大型おりの遠隔監視及び自動操作システムを活用した効果的な捕獲・駆除を引き続き実施してまいります。

また、ツキノワグマの出没等につきましては、猟友会や県、警察、自治会などと連携するとともに、捕獲おり1台の購入を予定しております。

次に、林業振興施策では、森林環境譲与税譲与金を活用する事業といたしましては、森林所有者への意向調査や森林の境界明確化、面積調査を実施し、林業経営に適さない手入れの行き届いていない民有林については本町が間伐を実施してまいります。また、林業経営に適した民有林は、林業事業体に森林管理をつなぎ、森林整備を推進してまいります。

町有林につきましては、森林経営計画に基づいた計画的な間伐などを、林業事業体への民間委託方式により実施するとともに、F S Cグループ認証を取得した町有林の適切な森林管理に努めてまいります。

また、島原地内の町有地には国が造林した官行造林地がありますが、契約解除に伴い評価額の半分を本町が買い取りし、取得後は約8ヘクタールを町有林として適切に管理してまいります。なお、買取りの財源につきましては、森林環境譲与税の基金などを活用したいと計画をいたしております。

町有林を活用したJ-クレジットにつきましては、森林資源の価値の向上や地球温暖化対策への積極的な取組のPRなどを目的として、経済性と公益性に配慮した持続可能な森林経営の実現を目指し、町有林でのJ-クレジットの創出と販売に引き続き取り組んでまいります。

林業経営基盤の整備につきましては、森林環境譲与税譲与金を活用する事業では、民有林道などの維持管理への支援を引き続き実施してまいります。

また、国庫補助林道事業を活用した事業につきましては、林道橋梁の修繕工事は1橋、林道橋梁の修繕設計積算は2橋、PCB塗膜除去の工事1橋などを実施し、林道の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、尾鷲ヒノキ材につきましては、地域産材の需要拡大及び地域経済の活性化を図るために、町内の製材所から出荷されました地域産材を使用した木造住宅建築に対しまして引き

続き支援をし、木材の利活用を促進してまいります。

森林の活用につきましては、地域住民などが実施する集落周辺の里山整備や、自伐林業を行う団体が実施する私有林の整備への支援に加え、4つの中学校が取り組む森林環境教育学習に対して積極的に支援をしてまいります。

次に、水産業振興施策につきましては、三重外湾漁業協同組合と連携した種苗放流事業や浮魚礁の設置による水産資源の確保・増殖を図るほか、漁業近代化資金や漁業経営維持安定資金への利子補給による漁業経営の改善、外国人の漁業技能実習生の受入れなど、引き続き多方面から水産業を支援してまいります。

また、三重外湾漁業協同組合の共同利用施設につきましては、長島港魚市場の配管支持金具の取替えや、引本浦地先でのいかだの更新事業に支援してまいります。

熊野灘における浮魚礁につきましては、三重県により整備を進めていただいておりますが、漁船漁業に係る生産性の向上と漁獲量の増加を図るため、引き続きさらなる増設を県に対し要望してまいります。

水産多面的機能発揮対策事業では、沿岸域の海藻が減少する磯焼け対策として、藻場の食害生物の駆除や漁場環境の保全活動を行う5つの活動組織を支援するとともに、内水面漁業につきましては、種苗の放流や河川環境の保全活動などを行う銚子川環境保全会を引き続き支援してまいります。

担い手の育成といたしましては、水産業への興味や水産資源の魅力を知っていただくことを目的に、町内の中学校1年生を対象とした水産スクールを引き続き開催してまいります。

また、漁業就業就職フェアでのPR活動に加え、新たに漁業を希望する方への支援など、漁業就業者の確保に努めてまいります。

次に、三重外湾漁業協同組合、水産関連団体が参画する長島地区産地協議会と連携し、長島港魚市場の衛生化に取り組むとともに、アオリイカなどの漁獲物の向上対策、魚食普及や地産地消の取組などを推進し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、町内の5つの漁港施設につきましては、引き続き維持・修繕を行いながら適切な管理に努めてまいります。

商工業の振興では、町内の小規模事業者への支援といたしまして、みえ熊野古道商工会が実施する事業者への個別支援や外国人技能実習生共同受入事業に対する助成や、小規模事業者の経営の安定と改善のため実施している小規模事業者経営改善資金及び新型コロナウイルス感染症関連融資に対する利子補給、創業支援制度としての融資保証料補助を引き続き実施

してまいります。

さらに、中小企業の労働生産性の向上を図るために、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を引き続き支援してまいります。

また、良好な住環境を実現していくために、引き続き住宅リフォームに補助をしてまいります。

物産振興事業につきましては、各種物産展や三重テラス、関連イベント等の機会を通じて、地域産品の魅力を発信・販売促進に引き続き努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、寄附者のニーズの把握に努め、魅力ある返礼品の創出と、Webマーケティング機能の強化等に取り組み、町内の事業者、関係者の皆様との連携の下、産業振興にもつながるよう施策を積極的に展開してまいります。

集客交流施策といたしまして、「道の駅紀伊長島マンボウ」、「道の駅海山」や「始神テラス」を特産品の販売や情報発信の基地として、また、「キャンプinn海山」や海水浴場・城ノ浜プール等を活用した集客・交流を促進してまいります。同様に、町内外から多くの誘客が見込まれる「年末きいながしま港市」や「海・山こだわり市」などの物産販売イベントについても、町内産品の消費拡大につなげてまいります。

次に、観光振興施策でございますが、近年、熊野古道伊勢路では、各峠を歩くだけではなく、伊勢から熊野三山までを通して歩く国内外の観光客が増え始めています。

今後は、町内の宿泊や食を絡めた伊勢路踏破の魅力PRに力を入れることや、ナショナルサイクルートとして指定されている「太平洋岸自転車道」などを活用してのサイクリング事業など、広域連携を進めて、地域間同士の交流の促進と地域全体の活性化を推進していくことが重要だと考えております。

本町が誇る自然環境や人、歴史、文化、魚町地区の街並み等の多様な観光コンテンツを共有し、観光関連団体等と連携の下、具体的な取組を進めてまいります。

また、地域おこし協力隊や地域活性化起業人による観光プロモーション等さらなる魅力発信や、本町の新しい情報を常に発信するためのPR用テレビ・ラジオ番組の制作や、観光振興PR活動事業といたしまして、紀北町観光協会への支援を引き続き実施し、国内外を対象とした滞在型観光や教育旅行の促進を町内事業者や熊野古道連合会等の団体と連携の下、対応を図ってまいります。

次に、始神テラス周辺の桜とモミジの植樹場所については、草刈り等の維持管理に努め、引き続き新しい名所づくりに取り組んでまいります。

雇用・就労施策につきましては、地域おこし協力隊による林業就業体験の募集やコーディネートなどを引き続き実施するとともに、新たな隊員1名を募集し採用したいと計画しております。

また、森林環境譲与税を活用し、林業就業者の資格の習得や、安全装備備品の購入を支援し、雇用の安定と労働災害の抑制を推進するとともに、就業へのきっかけづくりとなるインターン制度を支援し、林業就業者の確保に取り組んでまいります。

次に、基本目標4つ目の「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」についてであります。

幼児教育では、自然との触れ合いや友達との関わりなど、幼稚園・保育所での集団生活の中で自発的な活動を促し、発達に必要な豊かな経験を通じて「生きる力」を育むとともに、家庭との連携を深め、基本的な生活習慣と協調性を育む教育を推進してまいります。

また、令和元年10月より実施しています幼児教育の無償化に伴い、幼稚園教育や一時預かり保育におけるニーズの多様化に対応しながら、引き続き、たくましい心と体を育む幼児教育の充実を図るとともに、幼児期に学んだ経験が義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、幼児と児童の交流や教師などの合同研修会を実施し、幼稚園・保育園・小学校との連携強化に努めてまいります。

学校教育では、「生きる力」の育成のために、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の調和を重視した教育を推進するとともに、支援を必要とする子どもに対しましては、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる特別支援教育を推進してまいります。

また、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するとともに、学校施設の整備を行い、安全・安心な学校づくりに努めてまいります。

また、政府の「GIGAスクール構想」に基づき整備されましたICT教育機器につきましては、端末の老朽化への対応や学習環境のさらなる向上を図るため、国及び県の補助事業を活用し、2か年計画で端末の買換えを進めております。今年度はその最終年度として、小学生を対象とした整備を実施し、全児童・生徒への適切なICT環境の提供を完了させる予定でございます。

これらの充実したICT環境を最大限に活用し、引き続き、協働的な学びの中で主体的・対話的で深い学びを推進するとともに、誰一人取り残さないよう個別最適化された学びを推進してまいります。

さらに、学力の向上、豊かな人間性の育成、健康体力の増進と個性や創造性を伸ばすこと

を基本とし、支援の必要な児童・生徒へ介助教員、介助員の配置を引き続き行ってまいります。

また、紀北町子どものいじめの防止等に関する条例の理念に基づき、町及び学校などが連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、全ての小・中学校において学級満足度調査を実施し、いじめの早期発見と早期対応に努めてまいります。

さらに、子ども一人一人の学校生活における満足感や安心感、学習意欲など、児童・生徒の理解を深めることにより、個に応じた指導を進めてまいります。

中学校では、「生きる力を育む」という理念の下、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用し、課題を解決するために、必要な思考力、判断力、表現力などの能力を育む指導を行ってまいります。

また、外国語教育では、小中連携におきまして外国語活動・外国語教育を通してコミュニケーション能力を高め、グローバルな視点で異文化を理解する学びを推進するとともに、A L Tの4名体制を継続してまいります。

また、総合教育会議、教育委員会との連携を密にしながら、学力・体力の向上や学校の適正規模・適正配置などの諸課題に対応してまいります。

本町におきましては、想定を上回るペースで少子化が進行しておりまして、教育環境の維持が喫緊の課題となっております。次代を担う子どもたちに、将来にわたり持続可能で質の高い教育環境を提供するため、本年1月に小中学校のあり方検討委員会を立ち上げました。中長期的な視点に立って、これからの紀北町にふさわしい学校の姿や教育体制について、保護者や地域住民の皆様とともに、慎重かつ建設的な検討を進めてまいります。

さらに、コミュニティスクールの推進、学校支援地域本部事業、地域未来塾事業を実施することによりまして、幅広い分野の方々の参画を得ながら学習支援、学校環境整備、学習教育活動などの活動、学校部活動の地域連携を行い、学校、家庭、地域住民などによる相互連携協力の強化の下、町全体で子どもを育ていく仕組みづくりを進めてまいります。

学校給食につきましては、紀伊長島学校給食センターと海山学校給食センターから、安全で安心な学校給食を提供するとともに地元食材の活用を推進してまいります。あわせて、保護者の経済的負担の軽減を図るために、学校給食費の補助を引き続き実施し、家庭への支援と子どもたちの健やかな成長を支えてまいります。

生涯学習につきましては、時代、世代のニーズに合わせた誰もが学べる場の提供をはじめ、デジタル社会の対応といたしまして高齢者向けのスマホ教室、パソコン教室の実施を継続してまいります。

紀伊長島図書室と海山図書室におきまして、利用者のニーズ等を聞き取り、図書室の蔵書の充実を図りながら、誰もが集まり、学習しやすい環境をつくってまいります。

少子化が進む中で、子どもたちの放課後の居場所、成長を育む上で家族、地域とのつながりを大切にできるよう、自然体験、自主性を取り入れた「いきいき子ども学園」の活動支援や保護者の方に子育てをしていくためのヒントの一つとして考えていただけるよう教育講演会を引き続き実施してまいります。また、関係団体との連携を密にし、守り育てていく環境づくりを目指してまいります。

スポーツにつきましては、健康づくりや体力の向上に寄与するために体育協会などの関係団体を支援していくとともに、誰もが参加できるスポーツの機会の提供、普及促進に取り組んでまいります。

また、未来の自身への力につなげてもらえるよう、子どもころから夢を抱き、仲間を大切にすること、努力の大切さを知ることができるよう引き続き「夢の教室」の実施や全国大会などに出場する選手の支援、成績優秀者の表彰など競技スポーツの振興に努めるとともに、町内のスポーツ団体が開催する大会の支援を推進してまいります。

スポーツ交流の推進といたしましては、町内各種大会の開催、支援、スポーツ合宿の県内外への情報発信などで誘致活動を進めるとともに、紀北町観光協会と連携し、受入れ態勢の強化を図ってまいります。

文化・芸術につきましては、熊野古道をはじめ郷土史跡の適切な保全管理、誰もが楽しめる文化活動や芸術活動が行えるよう文化団体に対して支援するほか、自主文化事業として、一流アーティストなどによる演奏会、演芸会を開催する機会をつくっていき、振興につなげてまいります。

次に、基本目標5つ目でございます。

「ともに担う参画と協働のまち」についてであります。

今後、財政状況が厳しさを増すことが想定されており、高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、町民の皆様との協働による町政の経営を進める必要がございます。このことから、その中心的役割を担う自治会の活動拠点である集会所について、年々維持管理が厳しくなっていることに鑑み、引き続き一定の支援を講

じてまいります。

そして、町民の皆様との協働によるまちづくりに向け、行政報告会におきまして、まちづくりに対して意見交換を行ってまいります。

さらに、SDGsの目標にもあります「ジェンダー平等」の実現や女性が活躍する社会の実現に向けた取組を促進するため、引き続き各種審議会や委員会などへの女性の参画を促し、ご意見をいただくことといたしております。

これらの各種方面の皆様からいただいた様々な意見、ご要望などを踏まえ、これからのまちづくりを町民の皆様と協働して進めていくことで、本町のさらなる発展に向けた取組を加速してまいります。

また、人口減少や高齢化が進む中であっても、地域の活力を維持できるよう、外部の視点を生かせる「地域おこし協力隊」、「地域活性化起業人」制度の活用や、大学との連携事業を進め、地域と継続的に関わる関係人口を増やす取組を進めてまいります。

このほか、第5次紀北町行財政改革大綱に基づくアクションプログラムを推進し、町民の皆様への参画や協働に重点を置いた持続可能な行財政経営に取り組んでまいります。

また、町民の皆様が、簡便かつ正確に本人確認や行政機関などからのサービスを幅広く受けることができるように、マイナンバーカードの取得しやすい環境づくりとともに、その利活用を進めてまいります。

このような取組で、町民の皆様が迅速で分かりやすい情報が提供できるよう、情報発信の手段を形成してまいります。

以上、町政経営に臨む私の基本的な考え方と令和8年度に講じるべき主要施策等について申し上げます。人口減少や物価高、そして財政難という荒波は、避けて通ることはできません。この波を乗り越えるためのかじ取りを、皆様と共に行ってまいります。目の前の課題一つ一つに誠実に向き合い、解決策を実行し、積み重ねていくことで、その先に笑顔があふれるまちが待っていると信じております。

引き続き、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本姿勢の下、変えようとする意識を常に持ち、現場を重視することで時代の変化や要請を的確に把握し、広い視野でスピード感を持って、紀北町第2次総合計画の将来像に掲げた「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向け、町民の皆様と協働によるまちづくりを積極的に進めてまいります。

町民の皆様の「命と健康」、「暮らし」を守るため、職員とともに全力を尽くしてまいり

ますので、議員各位並びに町民の皆様のより一層のお力添えとご協力を賜りますよう心から
お願い申し上げ、令和8年度の施政方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

入江康仁議長

以上で町政の一般説明を終わります。

ここで、11時10分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 57分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 10分)

日程第6～日程第26

入江康仁議長

それでは、議事を進めます。

お諮りいたします。

日程第6 議案第4号から日程第26 議案第24号までの21件の議案については、提案理由
並びに内容説明を求めるに当たり、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案21件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定
いたしました。

それではまず、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第4号 紀北町過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。過疎地域の持続的発展に関する施策の計画を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 紀北町災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例であります。災害からライフラインを守る事前伐採事業の実施に伴い、受益者から分担金を徴収するに当たり、本条例を制定する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 紀北町監査委員条例の一部を改正する条例であります。地方自治法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例であります。行政手続法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。会計年度任用職員の給料表等の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例であります。利用料金の改定に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります、地方自治法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 準用河川宮前川河川改修工事請負変更契約の締結についてであります、準用河川宮前川河川改修工事において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第8号）であります、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,343万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億3,263万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ609万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,164万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ922万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,677万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）であります、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ363万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億895万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 令和8年度紀北町一般会計予算であります、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ112億5,321万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号 令和8年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億431万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 令和8年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億3,353万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号 令和8年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,432万5,000円といたしたいので、議会の議決を求める

ものであります。

議案第24号 令和8年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を3億7,558万円、支出を3億8,245万7,000円に、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入を7,520万5,000円、支出を2億6,317万9,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、21件の議案について、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

それでは、続いて、議案の内容説明を求めます。

まず、議案第4号についての内容説明を求めます。

上村企画課長。

上村毅企画課長

それでは、議案第4号について、ご説明させていただきます。

議案第4号 紀北町過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条の規定に基づき、別冊のとおり紀北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

過疎地域の持続的発展に関する施策の計画を定めることについて、議会の議決が必要なためであります。

計画書は、お手元の紀北町過疎地域持続的発展計画（案）となります。計画書をご覧ください。

開いていただき、目次に始まりまして、1ページ目からが計画の内容となります。

内容につきましては、さきの議会全員協議会でのご説明のとおりであり、法自体の改正によるものではなく、社会状況の変化に対応するため、また、今後進める様々な事業に柔軟に対応できるよう、法で求められる全ての項目・課題を網羅し、計画の実現を図るものです。

項目・課題ごとに、「現況と問題点」、「その対策」、事業内容の「計画」、「公共施設

等総合管理計画等との整合」という順で構成をしております。本計画の策定に当たりましては、三重県との協議を行い、計画内容は法との整合が図られていると確認がされ、了承されているものです。

計画期間につきましては、令和8年4月1日から、令和13年3月31日の5年間となっております。

令和3年から施行中の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が目的とする、過疎地域の持続的発展などを図るため、計画期間中は、本計画を基に実施施策を考察した上で、議会に予算提案をしていくことで事業化を目指し、町の課題解決に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第5号についての内容説明を求めます。

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

議案第5号 紀北町災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第5号 紀北町災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例

紀北町災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

災害からライフラインを守る事前伐採事業の実施に伴い、受益者から分担金を徴収するに当たり、本条例を制定する必要性が生じたためでございます。

このたびの条例制定でございますが、台風などの倒木被害により電線等のライフラインが寸断されることを未然に防止するため、三重県、電力会社等のライフライン事業者、本町が連携し、倒木の恐れのある樹木の事前伐採について、みえ森と緑の県民税市町交付金の連携枠事業であります災害からライフラインを守る事前伐採事業の実施に伴い、受益者となるライフライン事業者から分担金を徴収するに当たり、分担金徴収条例を制定する必要性が生じた

ためでございます。

それでは、条文につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条では、地方自治法第224条の規定により、町が施行する災害からライフラインを守る事前伐採事業に要する経費に係る分担金の徴収について、必要な事項を条例で定めるとするものでございます。

次に、第2条の第1項では、この条例において「災害からライフラインを守る事前伐採事業」（以下「事業」という。）とは、台風等の倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある樹木を事前に伐採する事業と定めております。

また、第2項では、受益者について定めておまして、受益者とは、町及び三重県と、災害からライフラインを守る事前伐採に係る協定書を締結したライフライン事業者と定めております。

次に、第3条では、事業に要する経費に充てるため、町は受益者から分担金を徴収するとしております。

第4条では、分担金の額は、年度ごとに事業に要する経費に100分の50を乗じて得た額としております。

次に、第5条では、分担金は、事業を施行する年度内に一括して徴収するとしております。

また、第6条では、分担金の徴収の猶予について定めております。

次に、第7条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定めることとしております。

最後に、施行期日につきましては、附則のとおり、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

議案第5号についての説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

入江康仁議長

次に、議案第6号から議案第9号についての内容説明を求めます。

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

議案第6号について、ご説明させていただきます。

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第 6 号 紀北町監査委員条例の一部を改正する条例

紀北町監査委員条例（平成17年紀北町条例第 8 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由であります。地方自治法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

5 ページをお願いいたします。

改正文で、本条例は、附則により令和 8 年 9 月 24 日から施行するとしています。

6 ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正内容をご説明させていただきます。

第 6 条の改正は、引用法律の条ずれにより改正するものであります。

議案第 6 号の説明は以上であります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第 7 号について、説明させていただきます。

議案書の 7 ページをお願いいたします。

議案第 7 号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例

紀北町行政手続条例（平成17年紀北町条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、行政手続法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

今回の改正は、不利益処分の手続きの所在が判明しない場合における「聴聞・弁明の機会の付与手続における公示送達」のデジタル化が整備され、その方法につきまして、これまでの書面に加え、インターネットでの公示を追加するものでございます。

8 ページをお願いいたします。

改正文で、本条例は、附則により令和 8 年 5 月 21 日から施行するとしています。

10 ページをお願いいたします。

新旧対照表で主なものをご説明いたします。

第15条第 3 項は公示の方法を削除し、新たに第 4 項で規定するものであります。

第 4 項の公示の方法であります。不特定多数の方がインターネットを通じての閲覧、従

来どおりの書面の掲示、事務所内でのパソコンによる閲覧を規定するものであります。

11ページをお願いいたします。

第22条第3項はインターネットの閲覧により、「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改めるものであります。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第8号について、説明させていただきます。

議案書の12ページをお願いいたします。

議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

今年度の人事院勧告により、宿日直手当及び令和8年度から適用する勧告に合わせ改正いたしたく、上程をさせていただきました。

13ページをお願いいたします。

第1条は宿日直手当の改正で、附則により公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものであります。

第2条は通勤手当の改正で、附則により令和8年4月1日から施行するものであります。

主な改正内容を新旧対照表で説明いたします。

15ページをお願いいたします。

第22条は宿日直手当で、通常宿日直を「4,400円」を「4,700円」に、常直は「2万2,000円」を「2万3,500円」に改正するものであります。

16ページをお願いいたします。

第16条は通勤手当で、距離区分ごとに規定していましたが、国に合わせ、条例では支給上限額の「6万6,400円」を規定し、第2項第2号で規定しておりました距離区分ごとの月額、規則で規定する改正であります。

17ページをお願いいたします。

第3項は通勤者への勤務地の駐車場の利用料金を5,000円を上限に支給する新たな規定であります。

第4項、第5項、第7項は「第3項」の追加などによる改正であります。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第9号について、ご説明させていただきます。

議案書の18ページをお願いいたします。

議案第9号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀北町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由であります。会計年度任用職員の給料表等の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

改正理由につきましては、令和7年度の人事院勧告により、給料表等の見直しが行われたことに伴い、職員に合わせ会計年度任用職員につきましても改正するものでございます。

19ページをお願いいたします。

改正文であります。費用弁償及び行政職給料表と現業職給料表を改正するもので、19ページから22ページが行政職給料表、23ページから27ページが現業職給料表の改正であります。

27ページをお願いいたします。

本条例の改正は、附則により令和8年4月1日から施行するとしています。

28ページの新旧対照表をお願いいたします。

第28条は、職員と合わせ駐車場の利用料金を支給するための改正であります。28ページから34ページは行政職と現業職の給料表であります。

議案第9号の説明は以上であります。

よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第10号についての内容説明を求めます。

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

それでは、議案第10号について、ご説明させていただきます。

議案書35ページをお願いいたします。

議案第10号 紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年紀北町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、令和7年12月議会定例会に上程し、議決をしていただいた条例となります。

なお、児童福祉法第34条の16第1項においては、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、同条第2項において、その条例は内閣府令で定める基準に従い定め、またはそれを参酌するものとされています。

今回の改正は、離島その他の地域において乳児等通園支援事業を円滑に実施することができるよう、所要の改正等を行うものです。

本条例の改正は、国の基準どおりの基準、規定で条例を上程させていただいております。

次に、条例改正の概要について説明させていただきます。

36ページをご覧ください。

36ページは改正文です。

附則でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

37ページをご覧ください。

新旧対照表の左が新条例、右が旧条例でございます。

38ページをご覧ください。

第22条の2については、へき地保育を行う事業者が、当該へき地保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、一般型乳児等通園支援事業について設定して

いる居室の面積等の設備及び職員配置の基準を適用しない項目を加えるものです。なお、町内には該当する保育事業所はありません。

また、それ以外の改正については、現行の規定の文言等の整理を行うもので、実質的な基準の変更を行うものではありません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第11号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

続きまして、議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書40ページをご覧ください。

議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

このたびの主な改正内容でございますが、国民健康保険料の「軽減措置の拡充」、「賦課限度額の見直し」及び「子ども・子育て支援納付金賦課の追加」でございます。

まず、国民健康保険料の軽減措置の拡充についてでございますが、新旧対照表の69ページ、34条第1項第2号及び70ページの第3号となります。

69ページ、70ページをお願いします。左側が改正条文となります。

内容につきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を30万5,000円から31万円に変更するとともに、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に変更するものでございます。

なお、国民健康保険料の算定につきましては、本町では令和7年度から賦課方式を3方式

に変更し、「所得割」、「均等割」、「平等割」の合計により各世帯の保険料を決定しております。その保険料の算定において、「均等割」、「平等割」に対し、所得に応じて、7割・5割・2割の軽減をしており、今回の改正は、軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減に對しての措置であります。

次に、国民健康保険料賦課限度額の見直しについてでございますが、新旧対照表の59ページ第22条、65ページの第28条の6になります。

59ページをご覧ください。

内容につきましては、保険料のうち、基礎賦課額に係る賦課限度額が66万円から67万円になります。

また、新たに追加された子ども・子育て支援納付金賦課限度額につきましては、3万円となります。今回は見直しがなかった後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額の限度額を合計しますと国民健康保険料の限度額は113万円となります。

続きまして、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童手当の拡充など子育て世帯に対する給付の拡充に充てるため、国民健康保険料の賦課に新たに追加となりました、子ども・子育て支援納付金についてでございますが、新旧対照表の53ページ第12条から78ページ第34条の4第10項まで、新規に追加した改正及び追加に伴う該当箇所の改正になります。

内容につきましては、子ども・子育て支援納付金賦課額の算定に関すること、保険料率並びに18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者均等割額の減額等についての新規制定及び改正になります。

国民健康保険被保険者1人当たりの子ども・子育て支援納付金は月額約250円という試算になっております。なお、この制度は協会けんぽや後期高齢者医療制度など全ての医療保険制度に課されることとなります。

52ページの改正文をご覧ください。

附則第1項のとおり、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第11号についての内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第12号についての内容説明を求めます。

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

それでは、議案第12号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書の79ページをご覧ください。

紀北町森林公園オートキャンプ場条例（平成18年紀北町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

利用料金の改定に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

80ページは改正文であります。内容につきましては、81、82、83ページの新旧対照表で説明させていただきます。

81ページから83ページをご覧ください。

別表の料金全てを改正しようとするもので、別表第1中1,720円を3,600円に、930円を1,000円に、470円を500円に、2,180円を4,600円に、980円を2,300円に、240円を250円に、3,800円を5,500円に、3,340円を4,800円に、2万1,300円を3万円に、1万6,020円を2万2,600円に、1万3,250円を1万8,700円に、1万4,630円を2万700円に、1,860円を2,300円に改めるものでございます。

記載の金額は消費税抜きの金額となります。

なお、この条例に規定された金額の範囲内で指定管理者が利用料金を設定することができるものとなっております。

本条例は、附則により令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第13号についての内容説明を求めます。

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

それでは、議案第13号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の84ページをお願いいたします。

議案第13号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

今回の主な改正につきましては、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額並びに扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行うべく、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部が改正されたこと、また、災害の定義において異常な自然現象の例示として「地盤の液状化」を明示する「災害対策基本法」の一部が改正されたことから、紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

議案書の85ページをお願いいたします。

このページは改正文と附則でございます。

附則でございますが、第1項につきましては、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第2項につきましては、今回の条例改正前、改正後の経過措置について規定したものでございます。

議案書の86ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。左側が新で右側が旧となっており、下線部分をご覧ください。

第5条第2項第2号中、消防作業従事者等の補償基礎額を下線部のとおり「9,700円」を「1万円」に、「1万4,500円」を「1万5,000円」に改めるものでございます。

同条第3項第1号を削り、第2号を第1号に改め、改正後の第1号に該当する扶養親族1人につき「383円」を「433円」に改め、第3号から第6号を1号ずつ繰り上げるものでございます。

議案書の87ページをお願いいたします。

第18条の2中、異常な自然現象の例示として、「津波」の次に「地盤の液状化」の字句を加えるものでございます。

別表（第5条関係）の補償基礎額につきましては、階級及び勤務年数により、団長及び副団長の10年未満の金額「1万2,900円」を「1万3,340円」に、10年以上20年未満の金額「1万3,700円」を「1万4,170円」に、20年以上の金額「1万4,500円」を「1万5,000円」に、分団長及び副分団長の10年未満の金額「1万1,300円」を「1万1,670円」に、10年以上20年未満の金額「1万2,100円」を「1万2,500円」に、20年以上の金額「1万2,900円」を「1万3,340円」に、部長、班長及び団員の10年未満の金額「9,700円」を「1万円」に、10年以上20年未満の金額「1万500円」を「1万840円」に、20年以上の金額「1万1,300円」を「1万1,670円」にそれぞれ改めるものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第14号についての内容説明を求めます。

宮原水道課長。

宮原優水道課長

それでは、議案第14号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の89ページをお願いいたします。

議案第14号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町水道事業の設置等に関する条例（平成17年紀北町条例第175号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方自治法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、法律の同じ章内に新規規定が追加されたことによる条ずれに対応するものでございます。

90ページをお願いいたします。

このページは改正文と附則でございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、令和８年９月24日から施行することと規定しております。

91ページをお願いいたします。

改正内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。左側が改正文となります。

第５条中の地方自治法第243条の２の８第８項を第243条の２の９第８項に改めるものでございます。

以上で、議案第14号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第15号についての内容説明を求めます。

井土建設課長。

井土誠建設課長

それでは、議案第15号 準用河川宮前川河川改修工事請負変更契約の締結についてをご説明させていただきます。

議案書の92ページをお願いいたします。

議案第15号 準用河川宮前川河川改修工事請負変更契約の締結について
次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 準用河川宮前川河川改修工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 変更前 6,226万円
変更後 6,295万8,500円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町東長島75番地8
有限会社 鈴木組
代表取締役 鈴木彦四郎

令和８年３月２日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

準用河川宮前川河川改修工事において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約

を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

今回の変更内容につきましては、工事の進捗過程において施工方法の協議により、残土処分地での転圧費用の追加、L型擁壁の天端処理方法の変更、コンクリートブロック積の面積の増加、鋼矢板賃貸日数の増加などによる変更を行うものでございます。

95ページ資料3の平面図をご覧ください。全体計画が42.6mで、右側上流部の23.9mをプレキャスト函渠工で実施し、残り18.7mをコンクリートブロック積工で行うもので、青色の表示部分が令和7年度の事業箇所でございます。青色斜線部分は舗装箇所でございます。資料4は標準断面図となっております。

それでは、工事内容を説明させていただきます。

議案書の93ページをお願いいたします。

資料1は、請負金額における工事費と工事概要、主な工事内容、主な変更工事内容、工期についての説明となっております。

資料2は、設計金額における工事費と工事概要、主な工事内容、主な変更工事内容、工事価格の変更前、変更後、増減についての説明でございます。

まず、資料1の上段の表の工事費につきましては、請負金額は、変更前が6,226万円、変更後が6,295万8,500円で、69万8,500円の増額となります。工事価格は、変更前が5,660万円、変更後が5,723万5,000円で、63万5,000円の増額となります。消費税は、変更前が566万円、変更後が572万3,500円で、6万3,500円の増額となります。

次に、下段の表の工事概要でございますが、こちらは資料2の内容と同じでございますので、工事価格の増減が分かる資料2にて説明いたします。

資料2をご覧ください。

上段の表の工事費につきましては、設計金額は、変更前が6,561万600円、変更後が6,634万7,600円で、73万7,000円の増額となります。工事価格は、変更前が5,964万6,000円、変更後が6,031万6,000円で、67万円の増額となります。消費税は、変更前が596万4,600円、変更後が603万1,600円で、6万7,000円の増額となります。

次に、工事概要でございます。

まずは、函渠工事の主な工事内容は、ボックスカルバート（B3000×H2000）L=2.4mでございます。主な変更内容につきましては、残土処分地の変更でございます。

残土処分地につきましては、設計時は暫定箇所として設計し、請負業者が決定してから、

運搬距離や処分方法の協議を行うこととなっておりますが、今回の残土処分地においては、転圧作業を追加したもので、変更前544万4,000円から、変更後545万6,000円、1万2,000円の増額となりました。

擁壁工事につきましては、主な工事内容は、L型擁壁（B2650×H4000）L=4.0mでございますが、プレキャスト管渠工のボックスカルバートから、護岸工事のコンクリートブロック積工に変わる部分に、L型擁壁で土留めを行うものでございます。主な変更工事内容もL型擁壁（B2650×H4000）L=4.0mと表示させていただいておりますが、このL型擁壁は工場で製作する二次製品で、製品としては同じものでございます。変更前はその天端処理を斜めに切断した斜切りという製品を使用する予定でしたが、標準品にて対応可能となったため、天端処理が不要となったことによる変更で、このような表示となっております。工事価格といたしましては、変更前298万2,000円から変更後277万7,000円、20万5,000円の減額となりました。

次に、護岸工事でございますが、主な工事内容は、コンクリートブロック積A=172.9㎡で、主な変更工事内容がコンクリートブロック積2.0㎡の増加となりました。こちらは、右岸側コンクリートブロック積の背後地の高さとの取り合わせにより、2.0㎡の増加となり、変更前1,901万5,000円から、変更後1,912万6,000円、11万1,000円の増額となりました。

次に、舗装工事でございますが、主な工事内容は、再生密粒度アスコン（13）A=412.4㎡で、主な変更工事内容は、舗装面積が4.9㎡の増加とガードレール支柱巻きコンクリート4か所の追加でございますが、舗装工事4.9㎡の増加は、詳細に測量したことに伴う舗装面積の増加です。

ガードレール支柱巻きコンクリート4か所の追加は、護岸ブロックとガードレールとの距離が近いことから、ガードレールの強度の追加が必要となった支柱4か所に、支柱巻きコンクリートを施工するもので、変更前430万8,000円から、変更後455万4,000円、24万6,000円の増額となりました。

次に、仮設工事でございますが、主な工事内容は、鋼矢板Ⅳ型高さ8.0mから9.0m60枚で、主な変更工事内容は、鋼矢板賃貸日数119日間の増加と、水替え日数17日間の増加で、鋼矢板賃貸日数の増加は、鋼矢板のリースに当たり、使用予定の鋼矢板が、他の工事現場での使用状況により、調達に日数を要したことなどの理由から、昨年度までの工事で打ち込んであった鋼矢板のリース期間が119日間増加したものでございます。

また、水替え日数は、請負業者との施工工程の協議から、17日間の作業日数の増加となり、

変更前2,789万7,000円から、変更後2,840万3,000円、50万6,000円の増額となりました。

これらを合わせた合計の金額といたしまして、変更前5,964万6,000円から、変更後6,031万6,000円となり、67万円の増額となっております。

次に、工期についてですが、資料1の下段にあります、鋼矢板の調達に日数を要したことなどから、令和8年4月15日までを予定しております。

なお、工事の進捗率は、現在約60%でございます。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

それでは、ここで昼食のため1時10分まで暫時休憩いたします。

(午後 0時 07分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 10分)

入江康仁議長

先ほどの議案第12号の内容説明において、一部説明に漏れがありましたので、改めて追加説明を求めます。

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

説明漏れがございましたので、追加説明させていただきます。

議案第12号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例、この文言が抜けておりましたので、追加のお願いをいたしたいと思います。

失礼いたしました。

入江康仁議長

それでは、会議を進めます。

次に、議案第16号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第8号）についての説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第16号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の内容について、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度 紀北町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度紀北町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,343万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億3,263万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、5ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。

追加が、総務費の総務管理費で1件、徴税費で1件、農林水産業費の農業費で3件、林業費で2件、商工費で1件、土木費の河川費で1件、教育費の保健体育費で1件、合計10件、3億6,936万6,000円を令和8年度に繰り越ししようとするものでございます。

変更が、農林水産業費の水産業費で1件、繰越額を変更しようとするものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表、債務負担行為補正であります。老人ホーム赤羽寮LED照明器具リース料（R

7) の期間を令和 7 年度から令和13年度までを令和 7 年度から令和14年度までに、限度額を 345万6,000円から453万8,000円に変更しようとするものでございます。

7 ページをご覧ください。

第 4 表、地方債補正であります。変更として、過疎対策事業を 3 億1,800万円から 2 億 9,750万円に、一般廃棄物処理事業を 1 億660万円から 1 億2,790万円に、緊急自然災害防止対策事業を10億3,770万円から10億2,650万円に、それぞれ限度額を変更するものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

第10款、第 1 項、第 1 目ともに地方交付税は、1 億7,665万7,000円の増額で、普通交付税の確定によるものでございます。

第12款・分担金及び負担金、第 2 項・負担金、第 2 目・民生費負担金は517万5,000円の減額で、老人ホーム入所負担金の実績見込みによるものでございます。

第13款・使用料及び手数料、第 1 項・使用料、第 5 目・商工使用料は271万2,000円の減額で、温泉施設使用料1,100万5,000円の減額、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料 780万6,000円の増額など、実績見込みによるものでございます。

11ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第 1 項・国庫負担金、第 1 目・民生費負担金は899万8,000円の減額で、障害者自立支援給付費負担金208万2,000円の減額、児童手当等負担金781万9,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第 2 項・国庫補助金、第 1 目・総務費補助金は424万4,000円の減額で、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体の標準化・共通化に係る事業）の実績見込みによるものでございます。

第 2 目・民生費補助金は768万9,000円の減額で、障害者地域生活支援事業費等補助金517万5,000円の減額は国の内示額の決定によるもの、子ども・子育て支援交付金251万4,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

第 3 目・衛生費補助金は132万1,000円の減額で、循環型社会形成推進交付金の実績見込みによるものでございます。

12ページをご覧ください。

第 6 目・土木費補助金は1,885万4,000円の減額で、道路メンテナンス事業費補助金1,679

万円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第15款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は34万2,000円の増額で、特例処理事務交付金の確定によるものでございます。

第2目・民生費負担金は216万円の減額で、国民健康保険基盤安定事業費負担金473万1,000円の増額、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金511万7,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

13ページをご覧ください。

第2項・県補助金、第2目・民生費補助金は318万8,000円の減額で、地域生活支援事業費補助金258万5,000円の減額は県の内示額の決定によるもの、地域子ども・子育て支援事業補助金62万8,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は205万2,000円の減額で、浄化槽設置促進事業補助金102万2,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は494万7,000円の減額で、みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）300万円の減額は予定していた事業が令和6年度事業内で完成したことによるもの、三重県海岸漂着物等対策事業補助金213万6,000円の減額は事業精算によるものなどがございます。

第6目・土木費補助金は161万6,000円の減額で、木造住宅耐震補強事業費補助金124万5,000円の減額など、実績によるものでございます。

14ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は578万5,000円の減額で、参議院議員選挙執行委託金313万5,000円の減額など、実績によるものでございます。

第17款、第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金は100万円の増額で、企業版ふるさと寄附金として、1件、企業からの寄附金がございました。

第9目・一般寄附金は140万円の増額で、町出身の方などから、合わせて3件の寄附金がございました。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は2億417万2,000円の減額で、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れするものでございます。

なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は15億3,326万3,000円となります。

15ページをご覧ください。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は628万円の減額で、繰入金の一部を地域づくり事業基金に戻し入れするものでございます。

第15目・地域振興基金繰入金は1,266万9,000円の減額で、繰入金の一部を地域振興基金に戻し入れするものでございます。

第20款・諸収入、第5項及び第6目ともに雑入は57万1,000円の減額で、16ページをご覧ください。

ふるさと温泉関係雑入46万6,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第21款及び第1項ともに町債、第3目・衛生債は2,130万円の増額で、広域ごみ処理施設整備事業債の増額によるものでございます。

第4目・農林水産業債は260万円の増額で、県営ため池等整備事業債（宮谷池）の増額によるものでございます。

第6目・土木債は3,430万円の減額で、道路橋りょう債の減額は、町道整備事業など13事業、17ページをご覧ください。

港湾債の減額は、長島港防波堤改修事業、河川施設債の減額は、山居地区急傾斜地崩壊対策事業など、精算見込みによるものでございます。

これで歳入予算のご説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

18ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は645万3,000円の減額で、会計年度任用職員人件費475万円の減額は、精算見込みによる報酬等の減額によるもの、新町制20周年記念事業130万8,000円の減額は、事業精算によるものでございます。

第5目・財産管理費は3,030万7,000円の増額で、基金管理事業は、減債基金などへの積立金でございます。

第6目・企画費は261万5,000円の減額で、地域おこし協力隊受け入れ事業（企画分）は、採用月に変更が生じたためでございます。

19ページをご覧ください。

第10目・生活安全推進費は290万2,000円の減額で、空家等対策推進事業は、事業精算によるものでございます。

第12目・諸費は200万2,000円の減額で、町税過誤納付による歳出還付金は、過年度還付実績等によるものでございます。

20ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は50万円の減額で、税務一般事務事業は、予定していた確定申告時の会計年度任用職員の採用がなかったことによるものでございます。

第2目・賦課徴収費は843万9,000円の減額で、物価高騰対応重点支援給付金（定額減税に係る不足額給付分）は、実績によるものでございます。

21ページをご覧ください。

第3項・第1目ともに戸籍住民基本台帳費は360万8,000円の減額で、会計年度任用職員人件費129万円の減額や戸籍電算管理事業151万8,000円の減額は、戸籍附票システムの一部機能の標準化が令和8年度に行うことになったことなどによるものでございます。

22ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第3目・町長選挙費は1,015万6,000円の減額で、実績によるものでございます。

第4目・町議会議員選挙費は906万3,000円の減額で、実績によるものでございます。

23ページをご覧ください。

第7目・参議院議員選挙費は310万9,000円の減額で、実績によるものでございます。

24ページをご覧ください。

第9目・知事選挙費は265万円の減額で、実績によるものでございます。

25ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は657万8,000円の増額で、国民健康保険事業特別会計繰出金585万4,000円の増額など、実績見込みなどによるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は2,349万1,000円の増額で、主に、障害者介護・訓練等給付事業1,768万9,000円、障害者更正医療費給付事業638万3,000円の増額は、令和6年度事業精算による国・県への返還金によるものでございます。

26ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は265万7,000円の減額で、後期高齢者医療特別会計繰出金922万6,000円の減額など、実績見込みによるものや財源不足に対応するための介護サービス事業特別会計繰出金1,540万円の増額によるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は220万6,000円の減額で、老人ホーム管理運営事業208万円の減額など、実績見込みによるものでございます。

28ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は440万2,000円の減額で、子ども家庭総合支援拠点運営事業は、実績によるものでございます。

第2目・保育所費は69万3,000円の減額で、児童保育事業は、実績見込みによるものでございます。

第3目・児童措置費は1,151万9,000円の減額で、児童手当等支給事業の実績見込みによるものでございます。

29ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は20万円の減額で、職員人件費（地域保健関係）は、精算見込みによる共済組合負担金の減額でございます。

第2目・予防費は1,237万1,000円の減額で、予防接種事業1,110万3,000円、がん検診事業140万4,000円の減額は、実績見込みなどによるものでございます。

第3目・環境衛生費は634万1,000円の減額で、浄化槽設置整備事業396万1,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

30ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は115万円の減額で、職員人件費の減額は、精算見込みによる共済組合負担金の減額、会計年度任用職員人件費95万円の減額は、精算見込みによる報酬の減額でございます。

第2目・塵芥処理費は231万4,000円の減額で、廃棄物適正処理推進事業は、東紀州環境施設組合負担金の精算によるものでございます。

第3目・し尿処理費は800万円の減額で、し尿処理事業は、事業精算見込みによるものでございます。

31ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は、農業委員会運営事業の財源更正によるものでございます。

第5目・農地費は260万円の増額で、一般土地改良事業は、県営ため池等整備事業（宮谷池）に係る負担金の増額によるものでございます。

32ページをご覧ください。

第2項・林業費、第2目・林業振興費300万円の減額は、みえ森と緑の県民税市町交付金事業において実施予定の連携枠事業が令和6年度事業内に完成したためでございます。

33ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第3目・漁港管理費370万円の減額は、漁港管理事業に係る漁港への流木等の撤去業務の精算に伴う267万円の減額などによるものでございます。

34ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は60万円の減額で、会計年度任用職員人件費の減額によるものでございます。

第2目・商工業振興費は1,448万2,000円の減額で、主に、小規模事業者利子補給等事業598万7,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

第3目・観光費は343万1,000円の増額で、観光推進事業111万3,000円の減額は、夏の銚子川対策の実績によるもの、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業547万1,000円の増額は、報償費の実績見込みによるものなどでございます。

35ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は35万8,000円の減額で、土木積算システム管理事業の実績などによるものでございます。

36ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第2目・道路橋りょう維持費は1,938万円の減額で、町道道路維持補修事業、交通安全対策事業、橋りょう維持補修事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・道路橋りょう新設改良費は2,826万2,000円の減額で、町道道路改良事業の町単分と舗装の実績見込みによるものでございます。

37ページをご覧ください。

第3項・河川費、第3目・砂防費は107万5,000円の減額で、急傾斜地崩壊対策事業の精算によるものでございます。

38ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第2目・港湾施設費は360万円の減額で、港湾施設整備事業負担金の精算によるものでございます。

39ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は513万3,000円の減額で、木造住宅耐震補強事業の実績などでございます。

40ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は337万3,000円の減額で、三重紀北消防組合負担金は、消防ポンプ自動車の入札実績などによるものでございます。

第5目・災害対策費は、地震・津波災害避難路等整備事業の財源更正でございます。

41ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は77万8,000円の減額で、特別職人件費などの減額によるものでございます。

42ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は275万円の減額で、会計年度任用職員人件費は、精算見込みによる報酬等の減額によるものでございます。

43ページをご覧ください。債務負担行為に関する調書でございます。

44ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、45ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は109億3,648万3,000円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補正分1,040万円の減額により17億6,230万円となり、当該年度中の元金償還見込額は13億5,691万2,000円であることから、当該年度末現在高見込額は113億4,187万1,000円となる見込みでございます。

46ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、精算見込みにより、長等の期末手当82万円の減額、その他の特別職の報酬が148万5,000円の減額で、補正後の合計額としては、1億4,707万2,000円となる見込みでございます。

2の一般職につきましては、職員分から説明させていただきます。

48ページをご覧ください。

給料が35万円、職員手当824万3,000円、共済費40万円の減額により、合計899万3,000円の減額となり、補正後の総額は13億5,284万4,000円となります。

次に、会計年度任用職員分でございますが、49ページをご覧ください。

報酬が1,574万3,000円、職員手当222万1,000円、共済費444万6,000円の減額により、合計2,241万円の減額となり、補正後の総額は7億758万4,000円となります。

戻りますが、47ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は3,140万3,000円を減額し、20億6,042万8,000円となります。

50ページをご覧ください。

増減額の明細であります。給料35万円の減額は、職員の育児部分休業等によるものでございます。

職員手当1,046万4,000円の減額は、選挙執行経費確定によるもの、人事異動等によるもの、夏季銚子川対策経費確定によるものでございます。

51ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で、令和7年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第17号及び議案第18号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第17号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ609万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,164万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので6ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金につきましては、648万4,000円を減額し、14億8,765万4,000円にしようとするものでありますが、特別

交付金に係る各事業費の確定に伴うものでございます。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、585万円を増額し、1億7,626万4,000円にしようとするものでありますが、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分575万9,000円を増額、同じく保険者支援分164万4,000円を増額、未就学児均等割保険料繰入金6万8,000円を増額、7ページをご覧ください。財政安定化支援事業繰入金76万5,000円の減額、産前産後保険料免除繰入金9万4,000円を増額、会計年度任用職員報酬等繰入金95万円の減額はいずれも額の確定により、繰入金額が決まったものでございます。

第8款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第10目・子ども・子育て支援事業費補助金673万2,000円の新たな増額は、システム改修事業に対する補助金でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費95万円の減額は、会計年度任用職員報酬の実績に伴うものでございます。

9ページをご覧ください。

第5款・保健事業費、第1項、第1目ともに特定健康診査等事業費については財源更正によるものでございます。

10ページをご覧ください。

第2項・保健事業費、第1目・保健衛生普及費11万5,000円の減額は、特定健診の未受診者対策等に係る国保ヘルスアップ事業の実績に伴うものでございます。

11ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目・財政調整基金積立金は676万8,000円を増額するものでございます。

12ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第2目・県支出金返納金39万5,000円を増額につきましては、令和6年度事業の精算に伴う特別交付金の返還金となります。

以上で、議案第17号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第18号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の 1 ページをご覧ください。

令和 7 年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 922 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 7,677 万 8,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 2 日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6 ページをご覧ください。

第 4 款・繰入金、第 1 項・一般会計繰入金、第 1 目の事務費繰入金は、240 万 5,000 円を減額し、3 億 2,808 万 9,000 円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金額の決定に伴うものでございます。

第 2 目の保険基盤安定繰入金は、682 万 1,000 円を減額し、9,454 万 8,000 円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分の額の決定に伴うものでございます。

第 6 款・諸収入、第 2 項・償還金及び還付加算金、第 1 目・保険料還付金 96 万 2,000 円の減額につきましては、保険料還付金の実績となります。

7 ページをお願いします。

第 7 款・国庫支出金、第 1 項・国庫補助金、第 1 目の子ども・子育て支援事業費補助金は 96 万 2,000 円を新たに増額するものですが、システム改修費に対するものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、8 ページをご覧ください。

第 1 款・総務費、第 1 項・総務管理費、第 1 目・一般管理費につきましては、財源更正でございします。

9 ページをご覧ください。

第 2 款、第 1 項、第 1 目ともに後期高齢者医療広域連合納付金 922 万 6,000 円の減額につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合納付金の実績に伴うものでございます。

10ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金につきましては、財源更正でございます。

以上で、議案第18号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第19号についての内容説明を求めます。

東老人ホーム赤羽寮長。

東雅人老人ホーム赤羽寮長

それでは、議案第19号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ363万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億895万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

それではまず、4ページをご覧ください。

「第2表 債務負担行為補正」でございます。老人ホーム赤羽寮LED照明器具リース料につきまして、期間及び限度額を変更するものでございます。期間につきましては、変更前が「令和7年度から令和13年度まで」、それを变更后「令和7年度から令和14年度まで」に変更するもの、限度額につきましては、変更前が「518万4,000円」に対しまして、变更后は

「654万9,000円」と変更するものでございます。リース料の確定により変更させていただくものでございます。

それでは、予算に関する説明書で歳入予算から説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は、1,202万9,000円を増額し、2,201万1,000円とするものでございます。居宅介護サービス費収入の実績見込みによる増でございます。

第2目・施設介護サービス費収入は、3,106万7,000円を減額して9,211万1,000円とするものであります。施設介護サービス費収入の実績見込みによる減でございます。

続きまして、第5款・繰入金、第2項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金は、1,540万円を増額して8,625万7,000円とするものであります。財源不足により一般会計からの繰入れを行うものであります。

続きまして、歳出予算の内容説明をさせていただきます。

8ページをお願いします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、363万8,000円を減額し1億9,815万4,000円とするものでございます。会計年度任用職員人件費など実績見込みに基づく減額を行うものでございます。

以上で、議案第19号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第20号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第20号 令和8年度紀北町一般会計予算の内容について、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和8年度 紀北町一般会計予算

令和8年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112億5,321万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

2ページをご覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（会計年度任用職員に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

3ページから7ページは、第1表 歳入歳出予算でございます。

8ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。本庁舎常駐警備業務委託料など、全部で13件でございます。

10ページをご覧ください。

第3表 地方債でございますが、限度額は一般廃棄物処理事業ほか合計9億1,780万円でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入歳出の内容を説明させていただきます。

13ページをご覧ください。

ここからは歳入の説明をさせていただきます。

第1款・町税、第1項・町民税、第1目・個人は、4億9,390万3,000円でございます。

第2目・法人は、7,019万円でございます。

第2項及び第1目ともに固定資産税は、6億1,205万2,000円でございます。

14ページをご覧ください。

第2目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、491万6,000円でございます。

第3項・軽自動車税、第1目・環境性能割は、296万8,000円でございます。

第2目・種別割は5,667万4,000円でございます。

15ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに町たばこ税は、9,297万2,000円でございます。

第2款・地方譲与税、第1項及び第1目ともに地方揮発油譲与税は、1,630万円でございます。

第2項及び第1目ともに自動車重量譲与税は、5,110万円でございます。

16ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに森林環境譲与税は、8,722万2,000円でございます。

第3款、第1項、第1目ともに利子割交付金は、35万7,000円でございます。

第4款、第1項、第1目ともに配当割交付金は、1,326万4,000円でございます。

17ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに株式等譲渡所得割交付金は、1,322万6,000円でございます。

第6款、第1項、第1目ともに法人事業税交付金は、2,951万8,000円でございます。

第7款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は、3億7,710万円でございます。

18ページをご覧ください。

第8款、第1項、第1目ともに環境性能割交付金は、1,150万円でございます。

第9款、第1項、第1目ともに地方特例交付金は、470万円でございます。

19ページをご覧ください。

第2項、第1目ともに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、100万円で、固定資産税の特例措置による減収補填分でございます。

第10款、第1項、第1目ともに地方交付税は43億9,750万円で、内訳としましては、普通交付税が40億9,000万円で、特別交付税が3億750万円でございます。

20ページをご覧ください。

第11款、第1項、第1目ともに交通安全対策特別交付金は、60万円でございます。

第12款・分担金及び負担金、第1項・分担金、第1目・農林水産業費分担金は577万5,000円で、災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金でございます。

第2項・負担金、第2目・民生費負担金は3,894万6,000円で、私立保育所保育料負担金1,774万5,000円などでございます。

21ページをご覧ください。

第3目・衛生費負担金は10万円で、未熟児養育医療給付負担金でございます。

第13款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第1目・総務使用料は114万7,000円で、小松原住宅使用料72万円などでございます。

第3目・衛生使用料は712万1,000円で、一般廃棄物処理施設使用料456万円などでございます。

22ページをご覧ください。

第4目・農林水産使用料は221万2,000円で、和具の浜海水浴場駐車場料金218万4,000円などでございます。

第5目・商工使用料は7,900万円で、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料5,481万5,000円などでございます。

第6目・土木使用料は4,142万6,000円で、町営住宅使用料3,650万5,000円などでございます。

第7目・教育使用料は4,147万1,000円で、23ページをご覧ください。健康増進施設使用料3,851万2,000円などでございます。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は721万8,000円で、戸籍手数料409万5,000円などでございます。

24ページをご覧ください。

第3目・衛生手数料は69万2,000円で、狂犬病予防注射済票交付手数料38万9,000円などでございます。

第4目・農林水産手数料は3,000円で、メジロの鳥獣飼養許可手数料でございます。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は5億7,441万4,000円で、障害者自立支援給付費負担金2億2,489万2,000円、子どものための教育・保育給付費負担金1億8,250万1,000円、児童手当等負担金1億2,986万5,000円、25ページをご覧ください。乳児等のための支援給付交付金278万1,000円、妊婦のための支援給付交付金480万円などで

ございます。

第2目・衛生費負担金は45万円で、未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は1億934万3,000円で、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体の標準化・共通化に係る事業）5,516万8,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,426万1,000円などがございます。

第2目・民生費補助金は4,357万1,000円で、26ページをご覧ください。子ども・子育て支援交付金3,374万5,000円などがございます。

第3目・衛生費補助金は388万2,000円で、循環型社会形成推進交付金296万1,000円などがございます。

第4目・農林水産業費補助金は300万円で、海岸保全施設整備事業費補助金でございます。

第6目・土木費補助金は1億1,391万9,000円で、社会資本整備総合交付金7,234万円、道路メンテナンス事業費補助金4,157万9,000円でございます。

第8目・教育費補助金は2,045万6,000円で、公立学校情報機器整備費補助金1,551万円などがございます。

27ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は31万4,000円で、中長期在留者住居地届出等事務委託費28万2,000円などがございます。

第2目・民生費委託金は447万1,000円で、国民年金事務委託金432万円などがございます。

28ページをご覧ください。

第15款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は101万4,000円で、特例処理事務交付金でございます。

第2目・民生費負担金は3億5,905万6,000円で、障害者介護給付費負担金1億1,058万5,000円、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金7,997万4,000円、施設型給付費・地域型保育給付費負担金9,125万円などがございます。

第3目・衛生費負担金は22万5,000円で、未熟児養育医療負担金でございます。

29ページをご覧ください。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は91万4,000円で、三重県移住支援事業補助金75万円などがございます。

第2目・民生費補助金は8,913万6,000円で、心身障害者医療費補助金2,810万円、地域医療介護総合確保基金施設整備事業費補助金519万6,000円、地域子ども・子育て支援事業補助

金3,165万円などがございます。

第3目・衛生費補助金は569万7,000円で、浄化槽設置促進事業補助金182万2,000円などがございます。

30ページをご覧ください。

第4目・農林水産業費補助金は7,384万円で、指定管理鳥獣対策事業費補助金82万9,000円、造林事業費補助金1,586万4,000円、みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠）1,080万円、林道改良事業費補助金2,985万2,000円などがございます。

第5目・商工費補助金は41万8,000円で、地方消費者行政活性化交付金でございます。

第6目・土木費補助金は600万3,000円で、木造住宅耐震補強事業費補助金538万5,000円などがございます。

第8目・教育費補助金は2,457万1,000円で、31ページをご覧ください。給食費負担軽減補助金2,099万2,000円などがございます。

第10目・電源立地地域対策交付金は1,191万4,000円で、河川海岸水防対策事業に充当しております。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は2,833万7,000円で、県民税徴収取扱委託金1,869万3,000円、県議会議員選挙執行委託金688万8,000円などがございます。

32ページをご覧ください。

第4目・農林水産業費委託金は206万円で、海岸維持修繕事業委託金194万5,000円などがございます。

第6目・土木費委託金は2,036万9,000円で、海岸清掃委託金640万円などがございます。

第7目・消防費委託金は247万5,000円で、樋門管理委託金でございます。

第16款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は598万6,000円で、町有地貸付料397万1,000円などがございます。

33ページをご覧ください。

第2目・利子及び配当金は247万8,000円で、基金運用利息でございます。

第2項・財産売払収入、第2目・物品売払収入は、300万円でございます。

34ページをご覧ください。

第17款及び第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金は2億3,000万円で、ふるさと寄附金でございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、8億7,291万

1,000円でございます。

第2目・減債基金繰入金は、4,200万円でございます。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は9,970万3,000円で、ふれあい広場マンドロ管理事業など22事業に充当するものでございます。

第6目・環境衛生施設整備基金は2億134万円で、東紀州環境施設組合負担金やリサイクルセンターの修繕などに充当するものでございます。

35ページをご覧ください。

第8目・庁舎等改築及び改修基金繰入金は628万円で、庁舎の修繕などに充当するものでございます。

第9目・港湾施設整備基金繰入金は70万4,000円で、長島港湾施設整備のために充当するものでございます。

第10目・人材育成基金繰入金は54万8,000円で、人づくり事業に充当するものでございます。

第15目・地域振興基金繰入金は2億4,502万3,000円で、リサイクルセンター管理運営事業など10事業に充当するものでございます。

第18目・ふるさと応援基金繰入金は3億9,539万6,000円で、ふるさと納税返礼品取扱委託料などのふるさと寄附金推進事業に1億3,849万1,000円と62事業に2億5,690万5,000円を充当するものでございます。

第21目・森林環境譲与税基金繰入金は1,205万円で、小学校図書及び特別備品整備事業や森林経営管理推進事業などに充当するものでございます。

36ページをご覧ください。

第19款、第1項、第1目ともに繰越金は1,000万円で、一般会計歳計剰余金でございます。

第20款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金は、118万2,000円でございます。

第2目・加算金は、1,000円でございます。

第3項及び第1目ともに貸付金元利収入は771万3,000円で、奨学資金貸付金返還金621万3,000円などでございます。

37ページをご覧ください。

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は6,971万円で、地域支援事業受託事業収入5,944万2,000円などでございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入は805万3,000円で、森林研究・整備機構分収造林受託事業収入800万5,000円などでございます。

第5項・雑入、第2目・弁償金は1,000円で、原動機付自転車標識紛失弁償金でございます。

第6目・雑入は5,931万2,000円で、38ページをご覧ください。東紀州環境施設組合派遣職員人件費交付金1,250万円、39ページをご覧ください。公共交通運賃429万6,000円、41ページをご覧ください。消防団員退職報償金932万円などでございます。

42ページをご覧ください。

第21款及び第1項ともに町債、第1目の総務債は9,580万円で、過疎地域持続的発展特別事業債は、対象となるソフト事業として、CATV行政放送事業など16事業に充当するものでございます。

第3目の衛生債は5億3,440万円で、広域ごみ処理施設整備事業債5億910万円、紀北町ごみ中継施設整備事業債2,530万円でございます。

第4目の農林水産業債は7,030万円で、そのうち、農業債は6,360万円で、中山間地域総合整備事業債など、43ページをご覧ください。林業債は670万円で、林道大瀬線大瀬第4橋整備事業債などでございます。

第6目の土木債は2億1,490万円で、そのうち、道路橋りょう債は1億9,550万円で、トンネル改修事業債など9事業に充当するものでございます。港湾債は360万円で、長島港防波堤改修事業債、河川施設債は1,580万円で、普通河川大船川河川維持補修事業債でございます。

第7目・消防債は240万円で、消火栓新設事業債でございます。

以上が歳入予算でございます。

入江康仁議長

それでは、歳入に入る前に、ここでちょっと2時半まで暫時休憩いたします。

(午後 2時 07分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

入江康仁議長

それでは、上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、次に、歳出予算を説明させていただきます。

人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明させていただきます。

44ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は9,619万4,000円で、議会活動及び議会事務局運営事業6,426万4,000円は、議会の運営等に要する経費でございます。

46ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は7億1,430万2,000円で、主な事業としましては、総合住民情報システム運営事業1億167万2,000円は、システムの運用費や証明書等をコンビニエンスストア等で交付するために要する経費、これらシステムの標準化移行業務に要する経費などがございます。

49ページをご覧ください。

第2目・文書広報費は6,073万円で、主な事業としましては、CATV行政放送事業1,884万7,000円は、行政放送番組「ふるさと紀北町」の番組の制作などに要する経費、文書取扱事業1,977万1,000円は、文書の処理などに要する経費でございます。

50ページをご覧ください。

第3目・財政管理費は677万6,000円で、予算編成や財務会計システムに要する経費などがございます。

第4目・会計管理費は602万2,000円で、会計管理事務に要する経費でございます。

第5目・財産管理費は3億2,244万4,000円で、主な事業としましては、庁舎管理事業5,107万円は、浄化槽制御盤取替工事を含む、本庁舎の維持管理に要する経費、町有財産管理事業997万5,000円は、財政課所管の町有財産の維持・管理に要する経費、51ページをご覧ください。基金管理事業2億4,260万円は、ふるさと応援基金積立金2億3,000万円等、基金への積立てに要する経費を計上しております。

第6目・企画費は3億8,448万5,000円で、主な事業としましては、52ページをご覧ください。

い。地方バス運行対策事業7,959万8,000円は、おでかけ応援サービス「えがお」の運行費や河合線、尾鷲海山線、海山長島線、島勝線の運行費、自主運行バスの「いこかバス」などに要する経費、高度情報化推進事業1億616万8,000円は、町の情報ネットワークの管理やパソコン購入、高速プリンターの更新、セキュリティポリシーの見直しや職員研修などを行う地域活性化起業人1名の起用、美村プロジェクト、自治体システム標準化事業（企画課分）に関する経費など、国際交流推進事業446万7,000円は、日本語支援コーディネーターを新たに起用し、日本語教室の企画・運営など、国際交流をさらに推進するための経費、総合計画策定事業926万8,000円は、令和7年度に実施した住民アンケート調査結果を踏まえ、第3次総合計画を策定するための経費、移住・定住・交流促進事業1,020万9,000円は、若者の就業、定住につなげるための取組等に要する経費や総務省の「地域力創造アドバイザー」制度を活用し、地域外から継続的に関わる関係人口の創出を図り、さらに、ふるさと住民登録制度の活用や企業訪問、大学訪問を通じて関係人口づくりに取り組むための経費、ふるさと寄附金推進事業1億3,849万1,000円は、ふるさと寄附金受付事務及び返礼品等に要する経費、地域おこし協力隊受け入れ事業（企画分）2,229万4,000円は、活動中の協力隊員2名分と新たに地域の仕事や空き家活用などをコーディネートするための協力隊員3名分に係る経費、地域活性化起業人受け入れ事業（管財契約分）590万円は、地域産品の開発・販路開拓・拡大等を図り、自主財源の確保につなげるものでございます。

53ページをご覧ください。

第7目・支所及び出張所費は3,129万3,000円で、出張所管理事業192万8,000円は、町内8カ所の郵便局で実施する出張所業務の委託に要する経費、海山総合支所管理事業2,936万5,000円は、海山総合支所庁舎の維持管理等に要する経費でございます。

54ページをご覧ください。

第8目・公平委員会費は6万4,000円で、公平委員会の運営に要する経費でございます。

第10目・生活安全推進費は416万7,000円で、防犯活動や交通安全対策、犯罪被害者等の支援に要する経費のほか、適切に管理されていない空き家等の対応に要する経費でございます。また、本年度も特殊詐欺等被害防止機器購入補助金を計上しております。

第12目・諸費は702万円で、町税過誤納付による歳出還付金や自治会連合会への補助金でございします。

55ページをご覧ください。

第13目・地域振興費は500万円で、住宅リフォームを促進し、地域経済の活性化を推進す

るための事業補助金でございます。

56ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は1億1,256万円で、税務一般事務事業3,124万6,000円は、家屋評価システムの導入費用や標準化移行業務の委託料、システムの保守費用などでございます。

57ページをご覧ください。

第2目・賦課徴収費は457万3,000円で、預貯金照会電子サービスの使用料や三重地方税管理回収機構への負担金等の徴収に要する経費でございます。

59ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は9,238万9,000円で、主な事業としましては、戸籍電算管理事業1,663万3,000円は、戸籍法等改正に伴う、戸籍附票旧氏振り仮名登録に係るシステム改修委託料などでございます。

61ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は933万7,000円で、選挙管理委員会の運営に要する経費でございます。

第4目・町議会議員選挙費は2,983万5,000円で、令和8年11月30日をもって任期満了となることから選挙執行に要する経費を計上してございます。

62ページをご覧ください。

第10目・県議会議員選挙費は688万8,000円で、令和9年4月29日をもって任期満了となることから選挙執行に要する経費を計上してございます。

64ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は219万円で、人口推計調査や経済センサス等、指定統計調査の受託事業でございます。

65ページをご覧ください。

第6項及び第1目ともに監査委員費は77万3,000円で、監査委員2名分の報酬などがございます。

66ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は8億8,730万2,000円で、主な事業としましては、国民健康保険事業特別会計繰出金1億7,945万4,000円や、紀北広域連合への負担金5億3,157万円などがございます。

67ページをご覧ください。

第3目・身体障害者福祉費は5億6,608万2,000円で、主な事業としましては、心身障害者医療費助成事業5,968万6,000円は、心身障害者の方への医療費助成に要する経費、68ページをご覧ください。障害者介護・訓練等給付事業4億4,511万7,000円は、障害を持つ方に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費、じん臓機能障害者通院交通費補助事業242万6,000円は、人工透析療法を受けるじん臓機能障害者に対する交通費の一部助成に要する経費、紀北地域障がい者福祉計画策定事業257万9,000円は、障害者施策の指針となる計画策定に係る経費、障害者福祉一般事務事業384万4,000円は、第8期紀北町障がい福祉計画・第4期紀北町障がい児福祉計画策定に係る経費等でございます。

第4目・国民年金事務費は1,936万1,000円で、システム改修費を含む、国民年金事業367万5,000円などでございます。

70ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は5億7,334万1,000円で、主な事業としましては、老人福祉特別対策事業（町単）1,654万円は、紀北町高齢者保健福祉計画策定、ねたきり老人等福祉保健手当、エアコン設置及び火災報知器設置費補助金、シルバー人材センター補助金などに要する経費、老人福祉施設措置事業2,715万2,000円は、町外の養護老人ホーム入所措置に係る経費、後期高齢者医療特別会計繰出金4億1,581万5,000円、地域医療介護施設整備費等助成事業519万6,000円は、地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用し、介護施設等の整備や改修等を行う経費、71ページをご覧ください。介護サービス事業特別会計繰出金3,000万円は、財源不足に対応するための一般会計からの繰出金でございます。

第2目・養護老人ホーム費は1億1,226万1,000円で、主な事業としましては、老人ホーム管理運営事業3,356万8,000円は、養護老人ホーム赤羽寮の運営に要する経費でございます。

73ページをご覧ください。

第4目・老人保健費は1,000円で、事務に係る手数料でございます。

74ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は1億32万3,000円で、主な事業としましては、放課後児童クラブ対策事業7,321万7,000円は、放課後の児童対策のための事業補助金等、妊婦のための支援給付金事業482万8,000円は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう支援するものでございます。

75ページをご覧ください。

第2目・保育所費は4億5,308万円で、主な事業としましては、私立保育所保育対策事業2,672万7,000円は、私立保育所の保育対策に要する経費、児童保育事業4億860万8,000円は、保育所児童保育の実施に要する町内の私立保育所6園への事業補助金や3歳から5歳児の副食費の無料化に要する経費などでございます。保育所保育料減免事業1,774万5,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保育所保育料を減免し保護者の負担軽減を図る経費でございます。

第3目・児童措置費は1億6,553万9,000円で、児童手当等支給事業1億6,520万4,000円は、児童手当等の支給に要する経費、物価高対応子育て応援手当支給事業33万5,000円は、全額国庫補助金により、児童手当受給世帯に対し、子ども1人当たり2万円を加算して給付を行うものでございます。

第4目・母子福祉費は4,761万1,000円で、主な事業としましては、子ども医療費助成事業3,797万7,000円は、18歳年度末までの入通院に対する医療費を助成し、子育て世帯の軽減を図る経費でございます。

76ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに災害救助費20万円は、災害援護資金償還に要する事務費などでございます。

77ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1億5,390万7,000円で、地域保健共通事業2,859万9,000円は、地域保健全般に係る経費で、救急医療体制事業負担金などでございます。

78ページをご覧ください。

第2目・予防費は8,031万6,000円で、主な事業としましては、予防接種事業3,994万3,000円は、带状疱疹ワクチン接種や新たにRSウイルス母子免疫ワクチン接種を含む予防接種に要する経費、母子保健事業236万4,000円は、着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）などの特定不妊治療費補助金を含む、母子の健康教育、産後ケア事業、不妊治療費等に係る経費、健康増進事業535万5,000円は、健康教育、健康相談、健康診査、自殺対策事業、生活習慣病・フレイル予防等に要する経費、がん検診事業2,146万9,000円は、がん検診による早期発見、早期治療が重要なことから、無料化を引き続き実施するとともに、がん患者医療用ウィッグ等の購入費を補助いたします。

第3目・環境衛生費は4,502万1,000円で、主な事業としましては、火葬場及び霊柩車管理

運営事業2,140万6,000円は、浄聖苑の火葬炉設備修繕や管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金、79ページをご覧ください。墓地管理事業570万9,000円は、町営墓地の管理に要する経費、地球温暖化対策事業263万1,000円は、県補助事業の太陽光発電設備等設置費補助金や電気自動車等購入補助金などでございます。

80ページをご覧ください。

第4目・環境保全費は33万7,000円で、環境美化を推進する経費でございます。

81ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は、1億3,584万5,000円でございます。

82ページをご覧ください。

第2目・塵芥処理費は12億430万7,000円で、主な事業としましては、リサイクルセンター管理運営事業3億5,563万8,000円は、紀伊長島及び海山リサイクルセンターの施設管理費で、新たに、家庭ごみ受付簿本人確認システムを導入し、町外からの持込みがないかチェックします。ごみ収集処理事業9,155万円は、町内のごみの収集に要する経費、資源ごみリサイクル促進事業7,128万3,000円は、ペットボトル減容機修繕料、軟質プラスチック等分別処理委託料、生木等の木質物処理委託料、積み下ろしの負担を軽減するための木質用フォークリフト用特注バケット購入費を含む、資源ごみ回収及び処理に要する経費、ごみ減量化推進事業156万7,000円は、スポGOMI開催や食品ロス啓発ポスターの作成、生ごみ処理機購入費助成金など、ごみ減量をさらに推進するための経費、不燃物処理施設管理事業1,568万7,000円は、設備点検架台設置工事を含む、不燃物処理場の維持管理に要する経費、廃棄物適正処理推進事業6億6,547万円は、廃棄物の適正処理の推進に要する経費で、不法投棄対策、不燃物処理場機能回復、廃棄物運搬をスムーズに実施するための中継施設建設の実施設計委託料、東紀州環境施設組合負担金などでございます。

83ページをご覧ください。

第3目・し尿処理費は9,647万1,000円で、汚泥脱水機点検整備工事やセラミック平膜点検整備工事の定期修繕、破砕機更新工事などを含む、クリーンセンターの管理運営に要する経費でございます。

86ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は3,050万8,000円で、繰出基準などに基づく水道事業会計への繰出金でございます。

87ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は902万8,000円で、農業委員会の運営等に要する経費でございます。

第2目・農業総務費は3,751万2,000円で、主な事業としましては、農政総合企画事業345万5,000円は、地域の共同活動に取り組む7つの活動組織を支援する多面的機能支払交付金事業補助金に係る費用など、農業の振興と活動及び運営に要する経費、88ページをご覧ください。中山間地域総合整備事業410万円は、志子揚水機場、上里揚水機場、便ノ山用水路工事や三戸用水路工事などに要する事業負担金、新規就農者育成総合対策事業80万円は、新規就農者1名に対する支援補助金などでございます。

89ページをご覧ください。

第5目・農地費は1億966万5,000円で、主な事業としましては、一般土地改良事業654万9,000円は、前山地区用水路修繕工事や県営ため池等整備事業（宮谷池）に係る負担金など、農業用施設の施工及び維持管理に要する経費、農地防災事業6,856万7,000円は、排水機場6施設の維持管理費や上里・中里・船津川排水機場の機器更新整備工事の事業負担金など、有害鳥獣対策事業1,229万8,000円は、農地等に対する獣害防止対策と農村見守り支援員2名に要する経費で、大型おりの遠隔監視及び自動操作システムを活用してのニホンザル捕獲対応や専用捕獲おりを購入しての熊対応など、獣害対策を強化して実施いたします。

91ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は5,329万1,000円で、林業総合センター外壁修繕工事を含む、林業の総合的な企画、運営に要する経費でございます。

92ページをご覧ください。

第2目・林業振興費は1億2,343万6,000円で、主な事業としましては、みえ森と緑の県民税市町交付金事業2,235万円は、災害からライフラインを守る事前伐採事業、危険木伐採事業、集落周辺森林（里山）整備事業、森林環境教育活動支援事業などを行う経費、森林経営管理推進事業9,242万4,000円は、森林環境譲与税譲与金を活用し、林業の成長産業化と森林の適切な管理を推進するもので、山林所有調査事務補助員1名の人件費、森林境界や面積の調査、ジャグラ官行造林地契約解除に伴う国持分の購入費、民有林造林事業費補助金などを行う経費、地域おこし協力隊受け入れ事業（林政分）625万2,000円は、林業従事者の増加及び林業の活性化を図る協力隊員2名分に係る経費等でございます。

93ページをご覧ください。

第3目・林業施設費は5,669万2,000円で、林道・治山関係事業208万4,000円は、宇山地区

危険木伐採業務などに要する経費、林道改良事業5,460万8,000円は、林道大瀬線大瀬第4橋修繕工事や林道江竜線大河内橋PCB含有塗膜除去工事など、町管理の林道橋りょうの修繕工事などに要する経費でございます。

第4目・町有林造成費は1億1,331万5,000円で、主な事業としましては、町有林造成事業1億1,326万5,000円は、町有林の間伐、管理等に要する経費などでございます。

94ページをご覧ください。

第5目・分収造林費は800万5,000円で、分収造林の受託事業に要する経費でございます。

95ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は2,907万3,000円で、主な事業としましては、島勝漁村センター管理事業240万1,000円は、屋上防水工事を含む、施設の維持管理に要する経費、藻場調査事業28万8,000円は、長島・白浦地区に設置された藻場礁などの潜水調査に要する経費でございます。

96ページをご覧ください。

第2目・水産業振興費は1,207万3,000円で、主な事業としましては、漁業振興対策事業608万7,000円は、引本浦地先のいかだ更新事業、長島港魚市場配管支持金具取替事業に対する事業補助金などに要する経費、水産資源増殖事業347万9,000円は、水産資源増殖を目的として種苗の放流などを行うための経費、水産多面的機能発揮対策事業180万7,000円は、ガンガゼ駆除を行うなど、漁場環境の保全活動を行う組織に対する事業負担金でございます。

第3目・漁港管理費は1,775万5,000円で、主な事業としましては、海岸保全施設整備事業618万円は、矢口漁港海岸保全施設の堤防改修等に伴う工損調査を行う経費でございます。

97ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は7,567万6,000円で、主な事業としましては、消費者行政に要する経費などでございます。

98ページをご覧ください。

第2目・商工業振興費は5,941万4,000円で、主な事業としましては、中小企業指導育成事業1,162万円は、みえ熊野古道商工会に対する補助金、小規模事業者利子補給等事業1,356万4,000円は、紀北町新型コロナウイルス感染症（民間金融機関）利子補給補助金と小規模事業者経営改善資金利子補給補助金（コロナ特別枠）、地域振興施設運営管理事業818万9,000円は、冷蔵庫1台の購入費を含む、地域振興施設「始神テラス」の管理運営に要する経費でございます。

第3目・観光費は1億6,664万円で、主な事業としましては、観光活性化対策事業3,699万5,000円は、イベントを開催する団体への補助金、地域活性化起業人を起用し観光誘客につながる経費など、観光活性化に要する経費、温泉施設管理運営事業3,644万5,000円は、古里温泉の管理運営に要する経費、99ページをご覧ください。紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業4,919万1,000円は、キャンプ i n n 海山高压受変電設備改修工事を含む、キャンプ i n n 海山の管理運営に要する経費、体験型イベント交流施設管理運営事業700万円は、体験型イベント交流施設「けいちゅう」の維持管理に要する経費、観光振興事業208万3,000円は、FMラジオや三重テレビ放送番組制作委託料など、観光PR活動に要する経費、地域おこし協力隊受け入れ事業（観光分）1,079万9,000円は、活動中の魚まち地区の活性化を図る協力隊員1名分と、新たに、観光振興を図るための協力隊員1名分に係る経費など、島勝浦地区活性化対策集落支援員事業386万4,000円は、体験型イベント交流施設「けいちゅう」を基地として、島勝浦地区の活性化等につながる集落支援を行うための経費でございます。

101ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は1億2,507万6,000円で、土木事業推進及び道路台帳の修正などに要する経費でございます。

103ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は614万4,000円で、道路関係団体負担金などでございます。

第2目・道路橋りょう維持費は2億1,780万9,000円で、主な事業としましては、町道道路維持補修事業7,756万6,000円は、町道の維持補修に要する経費、橋りょう維持補修事業1億930万円は、橋りょう点検、此ヶ野大橋橋梁塗膜くず処理業務や改修工事に要する経費でございます。

104ページをご覧ください。

第3目・道路橋りょう新設改良費は1億6,635万6,000円で、主な事業としましては、町道道路改良事業の町単分1億1,690万円は、町単独の道路改良4事業や下地地区道路整備事業の用地買収などに要する経費、町道道路改良事業の舗装4,390万円は、町単独の道路舗装3事業などに要する経費でございます。

105ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は811万円で、河川・海岸の環境清掃業務委託事業などに要する経費でございます。

第2目・河川施設費は2,180万円で、普通河川大船川河川維持事業及び小規模河川の維持補修に要する経費でございます。

第3目・砂防費は150万円で、志子奥3地区の急傾斜地崩壊対策事業の県への事業負担金でございます。

106ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は1,995万円で、主な事業としましては、江ノ浦橋管理委託事業1,447万2,000円でございます。

107ページをご覧ください。

第2目・港湾施設費は360万円で、港湾施設整備事業負担金は、長島港防波堤改修事業の県への事業負担金でございます。

108ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は1,082万4,000円で、紀北町都市計画基本図更新事業を含む、都市計画の事務処理などに要する経費でございます。

第2目・公園費は104万4,000円で、主な事業としましては、公園管理事業100万6,000円は、水道料金や草刈り等、都市公園管理に要する経費でございます。

第4目・高速道路関連費は、一般負担金の14万円でございます。

110ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は7,305万2,000円で、主な事業としましては、町営住宅管理事業5,077万7,000円は、汐ノ津呂団地外壁改修工事、天摩団地解体工事を含む、町営住宅の維持管理や修繕などに要する経費、木造住宅耐震補強事業1,957万8,000円は、町の耐震診断を踏まえ、耐震補強工事及び補強設計を施行される方に対する助成等ではありますが、本年度も、防災力強化の観点から引き続き実施します。

111ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目常備消防費は6億5,502万5,000円で、三重紀北消防組合負担金などでございます。

第2目・非常備消防費は4,271万2,000円で、主な事業としましては、消防団員活動事業3,081万2,000円は、消防団員の年報酬、報償費、活動服、退職報償金の掛金などに要する経費でございます。

第3目・消防施設費は633万5,000円で、主な事業としましては、消防機械器具整備管理事業552万3,000円は、消防団車両、小型動力ポンプ及び消防水利等の維持管理に要する経費で

ございます。

112ページをご覧ください。

第4目・水防費は2,994万6,000円で、汐見排水機場配管取替工事を含む、河川海岸水防対策に要する経費でございます。前年度までは汐ノ津呂排水機場整備事業があった関係から、事業費が大きく減額となっております。

第5目・災害対策費は4,196万7,000円で、主な事業としましては、災害対策事業1,232万2,000円は、災害警戒に伴う職員手当や災害用備蓄品の購入等に要する経費、防災推進事業167万3,000円は、防災計画の策定や防災講演会の講師謝礼、防災会議の執行等に要する経費で、本年度も引き続き紀北町ガラス飛散防止事業費補助金を計上しております。防災行政無線管理事業1,525万8,000円は、防災行政無線の維持管理や防災アプリ保守などに要する経費、地震・津波災害避難路等整備事業250万円は、長浜避難所整備工事を含む、地震・津波避難路の整備や維持管理に要する経費、113ページをご覧ください。防災等見守り支援員事業578万2,000円は、支援員を配置し、地域の防災力と防犯力の維持と向上を図るための経費でございます。

115ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第1目・教育委員会費は55万3,000円で、教育委員会の運営に要する経費でございます。

第2目・事務局費は1億1,060万8,000円で、主な事業としましては、児童生徒スクールバス運行事業2,376万7,000円は、スクールバス運行に要する経費でございます。

116ページをご覧ください。

第3目・教育振興費は657万9,000円で、主な事業としましては、教育振興事業214万3,000円は、団体等への活動補助金、117ページをご覧ください。きほく子育て応援事業126万8,000円は、小学校入学時の学用品の支給に要する経費、部活動指導員配置促進事業157万7,000円は、中学校における部活動指導員の配置に係る補助事業であります。本年度は7名の配置となっております。

第4目・奨学費は452万2,000円で、奨学金の貸与に要する経費でございます。

118ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は2億578万円で、主な事業としましては、小学校管理運営事業4,847万5,000円は、小学校7校分の維持管理に要する経費、特別支援学級児童介助教員設置事業6,624万7,000円は、介助教員5名、介助員12名、合わせて17名の配置に

要する経費、小学校図書及び特別備品整備事業3,050万4,000円は、公立学校情報機器整備事業によるクロームブック367台の整備とナンバーディスプレイ対応電話機等、小学校7校分の備品購入費、小学校校舎等施設営繕事業469万7,000円は、小学校7校分の施設維持に要する経費で、西小学校体育館照明LED化工事のリース料や、赤羽小学校の玄関ポーチ防水改修工事、東小学校の消防用設備改修工事に要する経費などがございます。

119ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,447万9,000円で、主な事業としましては、小学校教育活動振興助成事業996万9,000円は、小学校7校の教育振興に要する経費で、本年度も、新1年生自転車用ヘルメット購入費を計上しております。

121ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は1億259万9,000円で、主な事業としましては、中学校管理運営事業3,947万5,000円は、中学校4校分の維持管理に要する経費、特別支援学級生徒介助教員設置事業3,181万6,000円は、介助教員3名、介助員4名、合わせて7名の配置に要する経費、中学校図書及び特別備品整備事業190万9,000円は、中学校3年生英語指導書、デジタル教科書、ナンバーディスプレイ対応電話機を含む、中学校4校分の備品購入費、中学校校舎等施設営繕事業1,240万4,000円は、中学校4校分の施設維持に要する経費で、赤羽中学校校長室・保健室・ランチルーム空調機取替工事、三船中学校体育館防水改修工事、潮南中学校の消防用設備改修工事に要する経費などがございます。

122ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,399万2,000円で、主な事業としましては、中学校教育活動振興助成事業1,297万円は、中学校4校の教育振興に要する経費でございます。

123ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は3,861万3,000円で、幼稚園管理運営事業934万円は、紀伊長島幼稚園の玄関修繕工事、保健室空調機取替工事を含む、幼稚園2園の管理運営に要する経費でございます。

125ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は1億7,927万3,000円で、主な事業としましては、社会教育総務事業510万4,000円は、社会教育委員8名、社会教育指導員1名、二十歳のつどいに要する経費、文化振興事業700万6,000円は、質の高い自主文化事業を開催する経費と文化活動団体を支援する経費、図書館管理運営事業1,019万1,000円は、生涯学習セン

ター2階調理室エアコン取替え工事を含む、紀伊長島図書館、海山図書館2館の管理、運営に要する経費、集会施設等管理運営事業1,779万9,000円は、引本会館消防設備修繕を含む、社会教育施設8施設の管理運営に要する経費でございます。

127ページをご覧ください。

第2目・公民館費は2,748万4,000円で、公民館2館の管理運営などに要する経費でございます。

第3目・郷土資料館費は172万3,000円で、郷土資料館2館の管理運営に要する経費でございます。

128ページをご覧ください。

第4目・文化財調査費は477万3,000円で、主な事業としましては、特別天然記念物カモシカ食害対策事業240万円は、防護柵設置などに要する経費、熊野古道関係事業197万8,000円は、世界遺産熊野古道の保存継承に要する経費でございます。

130ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は928万4,000円で、主な事業としましては、スポーツ交流推進事業519万円は、合宿誘致や団体への補助金などに要する経費、スポーツ子育て事業143万8,000円は、スポーツ体験やスポーツ選手との触れ合いにより子育てを支援する「夢先生」事業に要する経費などでございます。

第2目・給食施設費は2億2,893万7,000円で、海山地区と紀伊長島地区の学校給食センターの管理に要する経費で、新たに、海山学校給食センターのシステム食器・トレイ洗浄機修繕やヒノキ雑木伐採に要する経費などを計上しております。

131ページをご覧ください。

学校給食費支援事業3,750万8,000円は、国の新たな給食費負担軽減補助金と、基準額の超過分に対し物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・物価高騰の影響を受けている小中学校生の保護者の負担軽減を図るため、学校給食費の支援を行う経費でございます。地元食材活用支援事業370万8,000円は、前年度に引き続き、地元業者から地元食材を購入し、学校給食に活用し支援を図る経費を計上しております。

132ページをご覧ください。

第3目・体育施設費は8,273万円で、主な事業としましては、体育館管理事業378万2,000円は、海山体育館堅樋修繕工事、旧志子小学校体育館の煙感知器等修繕工事を含む、体育館2館の管理運営に要する経費、赤羽公園管理事業391万5,000円は、公園の管理に要する経費、

133ページをご覧ください。東長島スポーツ公園管理事業308万4,000円も、公園の管理に要する経費、健康増進施設管理事業6,876万円は、紀北健康センターの指定管理料のほか維持管理に要する経費などで、本年度は、試験的に日曜営業に係る半年分の経費を計上して実施いたします。

134ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は12億4,328万5,000円で、長期債の償還元金でございます。

第2目・利子は7,617万9,000円で、長期債の償還利子及び一時借入金利子でございます。

135ページをご覧ください。

第14款、第1項、第1目ともに予備費は、1,000万円でございます。

136ページから141ページまでは、債務負担行為に関する調書でございます。

142ページと143ページは、地方債現在高の見込に関する調書でございますが、143ページの合計の欄をご覧ください。

地方債残高の合計は、前々年度末現在高の令和6年度末では109億3,648万3,000円で、前年度末現在高の令和7年度末では、113億4,187万1,000円となる見込みでございます。これに当該年度の令和8年度中の増減見込としまして、起債借入見込額の9億1,780万円を加え、元金の償還見込額の12億4,328万5,000円を差し引きますと、令和8年度末現在高は110億1,638万6,000円となる見込みでございます。

次に、144ページ以降は、給与費明細書でございます。

まず、1の特別職の本年度分でございますが、町長ほか三役の人件費については、年間所要額は、合計3,456万9,000円でございます。

議員については、14名分の報酬などで、年間所要額は、合計5,317万5,000円でございます。

その他の特別職は、教育委員、選挙管理委員などの委員や消防団員など965人分の報酬で、年間所要額は、4,198万8,000円でございます。

145ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の人件費は、合計で21億5,267万9,000円でございます。

説明につきましては、職員と会計年度任用職員をそれぞれで説明いたします。

146ページをご覧ください。先に、職員分を説明いたします。

職員数は、4人増の174人、再任用短時間勤務職員が4人でございます。

給料は7億602万9,000円、職員手当4億3,704万7,000円、共済費は2億2,958万5,000円で、

合計13億7,266万1,000円でございます。前年度と比較し、給料が3,105万6,000円、職員手当が2,882万5,000円、共済費が1,683万8,000円、合計で7,671万9,000円の増となります。

主な要因といたしましては、給料の増額は人事院勧告に基づく給与改定や昇給・昇格、人事異動による増額などによるもの、職員手当の増額は、期末・勤勉手当の支給率の増や通勤手当、地域手当の見直しなどによるものでございます。

次に、会計年度任用職員分につきましては、147ページをご覧ください。

会計年度任用職員は全員パートタイム会計年度任用職員であり、職員数は6人減の216人、報酬は4億9,323万7,000円、職員手当1億6,781万円、共済費は1億1,897万1,000円で、合計7億8,001万8,000円でございます。前年度と比較し、報酬が2,592万1,000円、職員手当が1,507万6,000円、共済費が960万4,000円、合計で5,060万1,000円の増となります。

主な要因といたしましては、報酬の増額は改定などによるもの、職員手当の増額は期末・勤勉手当の支給率の増などによるものでございます。

149ページのアの職員1人当たり給与から、153ページのケのその他の手当までは、給料及び職員手当の状況を示したものでございます。

以上で、令和8年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第21号及び議案第22号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第21号 令和8年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和8年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億431万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

令和8年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億431万円で、前年度当初予算に比べ、それぞれ8,886万7,000円減額の予算を計上させていただきました。

それでは、内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入からご説明させていただきますので、予算書の7ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料2億7,839万2,000円、8ページをご覧ください。第2目の退職被保険者等国民健康保険料3,000円をそれぞれ計上しております。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第1目・総務手数料2,000円は、保険料に未納が無い場合に発行する証明手数料でございます。

第2目・督促手数料1万円は、保険料督促に係る手数料でございます。

9ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目の保険給付費等交付金14億1,465万5,000円のうち、普通交付金で13億7,982万6,000円計上しておりますが、これは国民健康保険の財政運営を行う上での基礎的な交付となりますが、町が行う保険給付に応じ、同額を県が交付するものでございます。

特別交付金は、3,482万9,000円計上しておりますが、これは各市町の財政難などによる不均衡を調整することなどを目的に県が交付するものでございます。

第4款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金積立金利子1,000円でございます。

10ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金につきましては、1億

7,952万3,000円でございますが、一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入金でございます。これは、保険基盤安定繰入金で保険料軽減分に係るものや、職員給与費分などの法定内の繰入れ等でございます。

11ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金につきましては、財政調整のために基金を取り崩して歳入に充てるものでございますが、2,072万2,000円を計上しております。

12ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万円を計上しておりますが、令和7年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

第7款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目・延滞金は、1,000円を計上しております。

第4項・雑入、第3目・第三者納付金100万円につきましては、損害賠償金を見込み計上しております。

第5目・返納金につきましては、診療報酬返納金として1,000円を計上しております。

次に、歳出をご説明させていただきます。

13ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、5,261万8,000円でございますが、職員人件費として4名分の給料など3,397万7,000円、会計年度任用職員1名分の人件費346万3,000円、一般事務事業は1,517万8,000円でございますが、三重県国民健康保険団体連合会への共同処理電算事務手数料などがございます。

14ページをご覧ください。

第2目・連合会負担金につきましては、三重県国民健康保険団体連合会負担金76万7,000円でございますが、審査事務処理に係る負担金などがございます。

15ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、保険料賦課徴収事業210万円でございますが、保険料決定通知書の郵送料、コンビニ納付手数料などがございます。

16ページをご覧ください。

第1款・総務費、第3項、第1目ともに運営協議会費につきましては、22万5,000円でございますが、国民健康保険運営協議会運営事業のための15名分の委員報酬でございます。

17ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・療養給付費につきましては、11億6,687万6,000円でございます。

第3目の療養費につきましては、コルセットなど治療用装具などを購入した場合に係る療養費1,058万3,000円を計上しております。

第5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料530万5,000円でございますが、三重県国民健康保険団体連合会への手数料でございます。

18ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項、第1目ともに高額療養費、1億9,419万5,000円につきましては、医療費が高額になった場合に一部を負担給付するものでございます。

第3目の高額介護合算療養費20万円でございますが、医療保険分と介護保険分に係る自己負担額を合算しまして、決められた限度額を超えた場合に、相当する額を助成するものでございます。

19ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第4項・出産育児諸費、第1目の出産育児一時金500万円は10件分を見込んだものでございます。

第2目の支払手数料3,000円につきましては、出産育児一時金を医療機関に対し、三重県国民健康保険団体連合会を通して直接支払いをするための経費でございます。

20ページをご覧ください。

第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費200万円は、40件分を見込んだものでございます。

21ページをご覧ください。

第3款・国民健康保険事業費納付金でございますが、町が支払う保険給付費に対し、県が町に交付金として支払うための財源でございます。算定方法としましては、県が県全体の保険給付費の見込みを立て、必要額を市町ごとに所得水準や医療費水準を考慮して決定するもので、市町が県に納付金として納めるものでございます。その内訳としましては、第1項、第1目ともに医療給付費分として2億7,393万1,000円、22ページをご覧ください。第2項、第1目ともに後期高齢者支援金等分として1億472万8,000円、23ページをご覧ください。第3項、第1目ともに介護納付金分として4,010万6,000円、24ページをご覧ください。第4項、第1目ともに子ども納付金分としては963万9,000円でございますが、令和8年度から子育て世帯に対する給付の拡充に充てるための新たな制度になります。この納付金の合計は4億

2,840万4,000円でございます。

25ページをご覧ください。

第5款・保健事業費、第1項、第1目ともに特定健康診査等事業費1,706万5,000円につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための特定健康診査等に係る委託料などの経費でございます。

26ページをご覧ください。

第5款、第2項ともに保健事業費、第1目の保健衛生普及費659万8,000円につきましては、国民健康保険保健事業としまして、医療費通知に係る経費や、脳ドック検診などに係る経費608万1,000円と国保ヘルスアップ事業といたしまして、特定健康診査・特定保健指導等を推進し、医療費をさらに適正なものにしていくための保健事業経費51万7,000円を計上しております。

27ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円につきましては、財政調整基金の利息の積立てでございます。

28ページをご覧ください。

第7款、第1項ともに公債費、第1目の利子37万円につきましては、一時借入金利子でございます。

29ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第1項・償還金、第1目の保険料還付金の200万円は、保険料の過誤納付に対する還付金でございます。

30ページをご覧ください。

第9款、第1項、第1目ともに予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円を計上しております。

以上で、議案第21号 令和8年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第22号 令和8年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和8年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,353万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

令和8年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,353万6,000円で、前年度当初予算に比べ、それぞれ186万5,000円増額の予算を計上させていただきました。

それでは、内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書の6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料1億4,387万6,000円と、第2目の普通徴収保険料7,134万9,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の算出に基づいて計上しております。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料1,000円は、保険料督促に係る手数料でございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・事務費繰入金につきましては、3億918万4,000円でございますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページをご覧ください。

第2目・保険基盤安定繰入金1億663万2,000円につきましては、保険料軽減分に係る繰入金でございます。

第6款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目の延滞金につきましては、1,000円を計上しております。

第2項・償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金200万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に過誤が生じた際の還付金でございます。

8ページをご覧ください。

第5項、第5目ともに雑入49万3,000円につきましては、被保険者に対しての保健事業と

介護予防事業を実施する経費に対しての三重県後期高齢者医療広域連合からの事業収入でございます。

次に、歳出につきまして、9ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目の一般管理費1,345万8,000円につきましては、職員人件費として職員1名分1,080万円、一般事務事業では、関係法規の追録代、システム改修等で216万5,000円となります。保健と介護予防の一体的実施事業では、高齢者の健康を増進する事業として、49万3,000円を計上していますが、全額補助での事業になります。

10ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項、第1目ともに徴収費85万7,000円につきましては、保険料徴収事業として普通徴収に係る保険料を徴収するための経費でございます。

11ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金6億1,722万1,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の財政運営に係る紀北町分の納付金でございます。

12ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金200万円につきましては、過年度分の保険料の過誤納等に係る被保険者への還付金として、歳入と同額を計上しております。

以上で、議案第22号 令和8年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第23号についての内容説明を求めます。

東老人ホーム赤羽寮長。

東雅人老人ホーム赤羽寮長

それでは、議案第23号 令和8年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

令和8年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

令和8年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,432万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は3,600万円と定める。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入予算から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は、1,890万9,000円であります。短期入所生活介護費収入でありまして、保険者負担分1,512万7,000円と利用者負担分378万2,000円でございます。

第2目・施設介護サービス費収入は、1億6,454万1,000円でありまして、特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費収入で、保険者負担分1億3,350万1,000円と、利用者負担分3,104万円でございます。

続きまして、第4款、第1項ともに寄附金、第1目・老人ホーム寄附金は、1,000円を計上するものでございます。

第5款・繰入金、第2項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金は、財源不足による3,000万円を一般会計のほうから繰入れしていただくものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

第7款・諸収入、第1項・受託事業収入、第1目・介護サービス事業受託事業収入は、要介護認定調査受託事業収入として1,000円を計上しているものでございます。

第2項、第1目ともに雑入は、47万4,000円であります。会計年度任用職員雇用保険料などでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は、39万9,000円でありまして、低所得利用者の軽減措置に係る広域連合からの補助金の収入でございます。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

9ページをお願いします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、2億1,091万1,000円であります。

内容につきましては、職員人件費が8名分で7,017万3,000円、会計年度任用職員人件費は、24名分で1億511万3,000円でございます。老人ホーム管理運営事業につきましては、3,546万9,000円ございまして、会計年度任用職員報酬のほか、給食用の食糧費、賄材料費、施設の光熱水費などの管理運営に係る経費を計上しております。また、利用者育成事業につきましては、利用者のクラブ活動や行事に係る経費といたしまして、15万6,000円を計上しております。

続きまして、12ページをお願いします。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は337万円で、ショートステイ事業に係る経費を計上させていただいております。

続きまして、13ページをご覧ください。

第4款、第1項ともに公債費、第1目・利子につきましては、一時借入金の利子4万4,000円を計上しております。

以上で、議案第23号 令和8年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第24号についての内容説明を求めます。

宮原水道課長。

宮原優水道課長

それでは、議案第24号 令和8年度紀北町水道事業会計予算について、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和8年度 紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数は7,602戸

第2号 年間総給水量は203万3,050m³

第3号 1日平均給水量は5,570m³といたしております。

第4号 主な建設改良事業は、

上水道配水管布設替・支障移転工事は1,000万円

片上地区配水管布設替工事（第3工区）は1,710万円

一般国道422号（下地トンネル）配水管布設工事は4,800万円

一般国道422号（下地地区）道路改良工事に伴う支障移転工事は5,700万円

町道引本北町4号線他1路線道路整備工事に伴う支障移転工事は800万円

便ノ山浄水場設備更新工事は1,220万円でございます。

（収益的收入及び支出）

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございますが、第1款・水道事業収益は3億7,558万円、第1項・営業収益は3億460万2,000円、第2項・営業外収益は7,097万8,000円でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款・水道事業費用は3億8,245万7,000円、第1項・営業費用は3億6,203万5,000円、第2項・営業外費用は2,032万2,000円、第3項・特別損失は10万円でございます。

2ページをお願いします。

（資本的收入及び支出）

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,797万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,282万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億79万8,000円、建設改良積立金7,434万9,000円で補填するものとする）。

収入でございますが、第1款・資本的收入は7,520万5,000円、第1項・負担金は240万円、第2項・補助金は2,480万5,000円、第3項・企業債は4,800万円でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款・資本的支出は2億6,317万9,000円、第1項・建設改良費は1億7,874万5,000円、第2項・企業債償還金は8,443万4,000円でございます。

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は上水道建設改良資金に充てるため、限度額は4,800万円と定め、起債の方法は証書借入、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定めるものとございます。

3ページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用を定めたものとございます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費は6,890万5,000円といたしております。

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,050万8,000円であるとしております。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、660万8,000円と定めるものとございます。

令和8年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

予算内容につきましては、予算に関する説明書により、ご説明させていただきます。

予算書の29ページをお願いいたします。

令和8年度紀北町水道事業会計予算実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益は3億7,558万円で、前年度予定額に対しまして390万円の減額となっております。

第1項・営業収益3億460万2,000円、第1目・給水収益3億208万9,000円は、水道料金収入でございます。

第2目・その他営業収益251万3,000円で、材料売却収益99万9,000円は、給水装置工事用材料売却収益、手数料16万1,000円は、指定給水装置工事事業者登録・更新手数料ほか、雑収益135万3,000円は、水道加入分担金でございます。

30ページをお願いいたします。

第2項・営業外収益7,097万8,000円、第2目・補助金801万円は、企業債償還利息等に係る一般会計からの補助金、相賀橋架替工事に伴う仮設管リース料金への県補助金でございます。

第4目・長期前受金戻入6,280万円は、国庫・県補助金等の長期前受金戻入でございます。

第7目・雑収益16万8,000円は、土地貸付料等でございます。

31ページをお願いいたします。

次に、収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用は3億8,245万7,000円で、前年度予定額に対しまして512万6,000円の増額となっております。

第1項・営業費用3億6,203万5,000円。

第1目・原水及び浄水費7,477万円は、原水及び浄水設備の維持管理に要する経費でございます。

主なものとしたしましては、委託料1,602万1,000円は、水質検査業務委託、水道施設保守点検の費用等、修繕費400万円は、浄水場施設の修繕工事など、動力費5,188万9,000円は、浄水場等の電気料金、薬品費191万2,000円は、滅菌用薬品の購入費用でございます。

第2目・配水及び給水費2,493万1,000円は、配水池及び給・配水管の維持管理に要する経費でございます。

主なものとしたしましては、通信運搬費312万6,000円は、専用回線使用料ほか、委託料250万円は、漏水調査業務委託ほか、32ページをお願いいたします。賃借料251万7,000円は、相賀橋架替工事に伴う仮設管リース料など、修繕費1,000万円は、給配水管修繕工事など、動力費341万5,000円は、加圧ポンプ場及び配水池の電気料金、材料費285万円は、給配水管修繕用の材料代でございます。

第3目・総係費9,719万4,000円は、水道料金の調定、収納事務ほか、人件費等を含めた水道事業活動全般に要する経費でございます。

主なものとしたしましては、報酬774万9,000円は、水道水源保護審議会委員及び会計年度任用職員の報酬、給料3,181万7,000円は、職員8人分の給料、職員の手当等が1,686万5,000円、賞与引当金繰入額が448万7,000円、33ページをお願いいたします。法定福利費1,042万6,000円は、職員8人分と会計年度任用職員3人分に係るものでございます。委託料1,340万6,000円は、電算システムや検針・集金業務委託料等、会費負担金525万5,000円は、市町総合事務組合への退職手当負担金等でございます。

34ページをお願いいたします。

第4目・減価償却費は1億6,029万5,000円で、構築物、機械及び装置等の減価償却費でございます。

第5目・資産減耗費は408万8,000円で、布設替えや施設の更新等に伴う固定資産の除却等によるものでございます。

第6目・その他営業費用は75万7,000円で、給水装置工事用材料売却の原価でございます。
35ページをお願いいたします。

第2項・営業外費用2,032万2,000円、第1目・支払利息及び企業債取扱諸費1,671万2,000円は、企業債利息の償還金1,670万2,000円等でございます。

第3目・消費税及び地方消費税360万9,000円は、消費税及び地方消費税納付額でございます。

第4目・雑支出1,000円を予算措置してございます。

第3項・特別損失10万円。

第6目・その他特別損失10万円は、貸倒引当金繰入額でございます。

36ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入は7,520万5,000円で、前年度予定額に対しまして6,805万5,000円の減額となっております。

第1項、第1目ともに負担金は240万円で、消火栓設置工事負担金3基分240万円でございます。

第2項、第1目ともに補助金は2,480万5,000円で、一般会計補助金2,480万5,000円は、企業債償還元金等に係る補助金でございます。

第3項、第1目ともに企業債は4,800万円で、建設改良工事に係る上水道事業債の借入れでございます。

37ページをお願いします。

資本的支出につきましては、第1款・資本的支出は2億6,317万9,000円で、前年度予定額に対しまして650万7,000円の増額となっております。

第1項・建設改良費1億7,874万5,000円、第1目・上水道改良費は1億5,163万6,000円で、主な事業といたしましては、工事請負費1億4,010万円は、片上地区配水管布設替工事（第3工区）、一般国道422号（下地トンネル）配水管布設工事ほか2つの工事を予定しております。人件費につきましては、設計技師1人分の予算を計上しております。

38ページをお願いします。

第2目・固定資産購入費は2,710万9,000円で、主なものといたしましては、機械及び装置購入費2,595万1,000円は、便ノ山浄水場設備更新工事1,220万円、量水器取替事業721万6,000円、取替量水器購入費553万5,000円等でございます。

第2項、第1目ともに企業債償還金は8,443万4,000円で、企業債元金の償還に係るものでございます。

申し訳ございませんが、予算書の5ページまでお戻りください。

5ページから6ページは、令和8年度紀北町水道事業会計予算実施計画でございます。

7ページから8ページは、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの令和8年度紀北町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

9ページから17ページは、令和8年度給与費明細書でございます。

18ページは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度紀北町水道事業予定損益計算書でございます。

19ページから21ページは、令和7年度末の紀北町水道事業予定貸借対照表でございます。

22ページから23ページは、財務諸表に関する注記を記載してございます。

24ページから26ページは、令和8年度末の紀北町水道事業予定貸借対照表でございます。

27ページから28ページは、財務諸表に関する注記を記載してございます。

以上で、議案第24号 令和8年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

入江康仁議長

お諮りいたします。

ただいま説明のありました各議案に対する質疑については、第2日、3月3日の本会議で行うことにしたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月3日の本会議で行うことに決定いたしました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 3時 57分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 8 年 6 月 18 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 岡村哲雄

紀北町議会議員 原 隆伸